



NEW STYLE 障がい者デイサービス

# WORKOUT

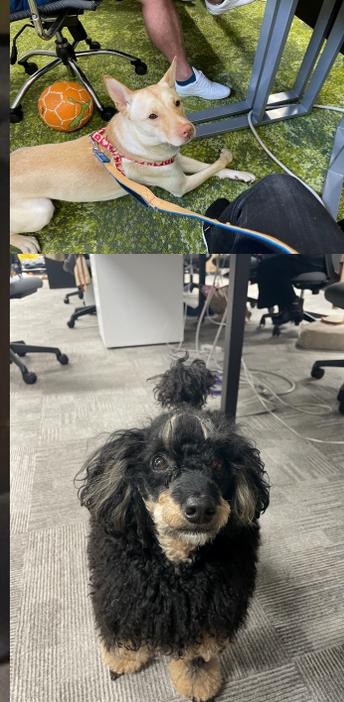
ワークアウト

## FC加盟説明資料





会社概要



社名: 株式会社アニスピホールディングス

所在地: 〒102-0074

東京都千代田区九段南 3-1-1 久保寺ビル 3階

代表者名: 藤田 英明 (Hideaki Fujita)

設立年月: 平成28年8月5日

資本金: 53,000,000円

決算期: 3月 ※現在6期目

店舗数: CARE PETS 11店舗 (うち直営2店舗)

障害者グループホーム 898拠点

(うち直営グループホーム 57拠点)

訪問看護事務所 1事業所 / 相談支援事務所 1事業所

ワーカウト (生活介護) 10拠点 (開設準備中含め)

自立生活援助 1拠点 (2022年1月指定予定)

取引銀行: 三井住友銀行 / 常陽銀行 / 千葉銀行 / 東日本銀行 / 福祉医療機構

# 人間福祉と

# 動物福祉の追求

*人間も動物もハッピーな社会に*

Slogan

# *Issue Driven company*

障害者総数の  
増加

8050問題

親なきあと  
問題

発達障害児者  
の激増

早期の  
母子分離問題

障害児の親の  
低所得化

入所施設から  
GHへの移行

高齢障害者の  
増加

精神病院から  
の退院

空き家の  
激増

犬猫の  
殺処分問題



# What's Welfare

福祉の対象は、障害に限らず、貧困、児童、女性、LGBT、シングル、高齢などなど非常に**範疇は幅広く、奥深い。**



福祉の仕事は、生活上で困っている人に対して  
どのように支援したら  
その人のQOL（生活の質）が上がるかを  
「考え」それを「実践」する仕事です

福祉の本質は「行為」ではなく「**思考**」です。ただの福祉屋にならないようにしましょう！

「**思考**」と「**専門性**」に基づく「**実践**」を福祉の専門職として提供していくためにインプットを！

# 自己紹介 犬8頭＋猫4頭＋フェレット1頭＋鳥84羽と同居中



- 22才：明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業（精神病院で実習兼ボランティア）
- 22才：社会福祉法人に介護職兼生活相談員で就職
- 23才：事務局長に就任
- 24才：施設長・理事に就任/障害者授産施設で超高級梅干し製造販売（月商650万）
- 25才：入居者が働ける老人ホームを開設し厚労省と論戦
- 26才：起業（混合介護で夜間対応型高齢者デイサービス）
- 29才：夜間対応型デイサービスの全国展開を開始
- 31才：厚生労働省と混合介護で論争
- 34才：介護事業で台湾及び中国進出・全国通所介護事業者連絡会設立・テレ東WBS出演
- 35才：日本全国に950事業所展開（世界一の拠点数）・アルジャジーラ出演
- 36才：内閣府規制改革会議参画・NHK出演
- 37才：首相公邸で講演
- 40才：株式会社アニスピホールディングス設立
- 41才：厚生労働省福祉人材確保室長の武内氏と共著で「介護再編」出版
- 42才：ペット共生型障害者グループホーム「わおん/にゃおん」の運営スタート
- 44才：運動療法を主とした生活介護（障害者デイサービス）「ワーカウト」の運営をスタート
- 45才：グラミン日本アドバイザーボード就任

## 【基本データ】

1975年11月生まれ  
蠍座  
卯年  
A型  
長男  
犬派でもあり猫派でもある  
先祖は水戸藩の藤田東湖

## 【現職】

アニスピHD（代表取締役）  
グラミン日本（アドバイザー）  
医療法人杏林会（理事）  
東京社中（代表取締役）  
社団サビ管協会（理事）  
トリプルダブリュー（顧問）

R3年2月1日で

**834**拠点



# FUJITA HIDEAKI

藤田英明  
プロフィール



## 【役職抜粋】

株式会社アニスピホールディングス（代表取締役）

社団法人全国障害福祉事業者連盟（理事長）

NPO法人いきば（理事長）

社団法人サービス管理責任者（理事）

医療法人杏林会（理事）

株式会社東京社中（代表取締役）

社団法人グラミン日本（アドバイザーボード）

株式会社トリプルダブリュー（顧問）

株式会社エックスモバイル（顧問）

## 【提供しているサービス】

ペット共生型障がい者グループホーム「わおん/にゃおん」

運動療法型障がい者デイサービス「ワークアウト」

精神科訪問看護「ファミリーナース」

日中サービス支援型障がい者グループホーム「ビーハック」

放課後等デイサービス「ジュガール」

就労継続支援事業「小僧寿し」

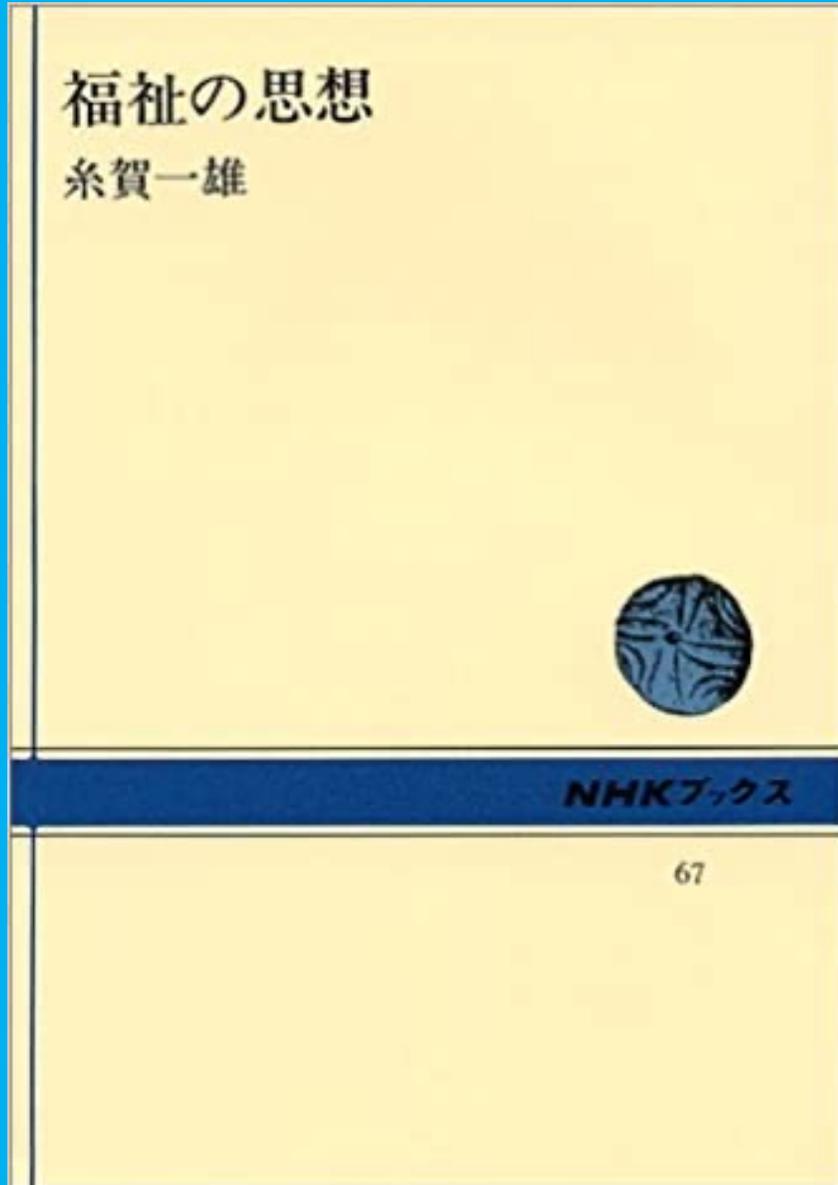
フランチャイズ本部構築「Franchise Maker 100」

藤田英明顧問サービス

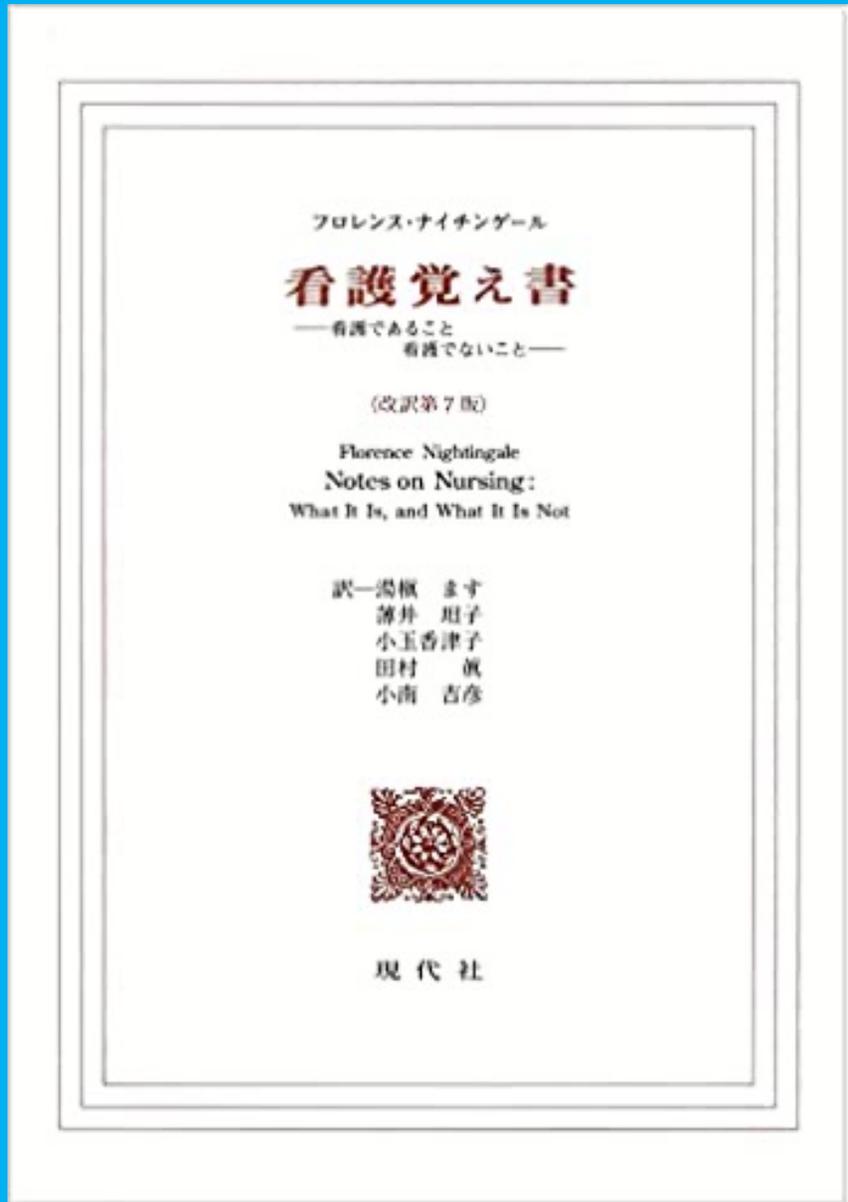
連続福祉起業家「藤田英明オンライン福祉起業塾」

藤田英明オンラインサロン（Campfire）

# 糸賀一雄

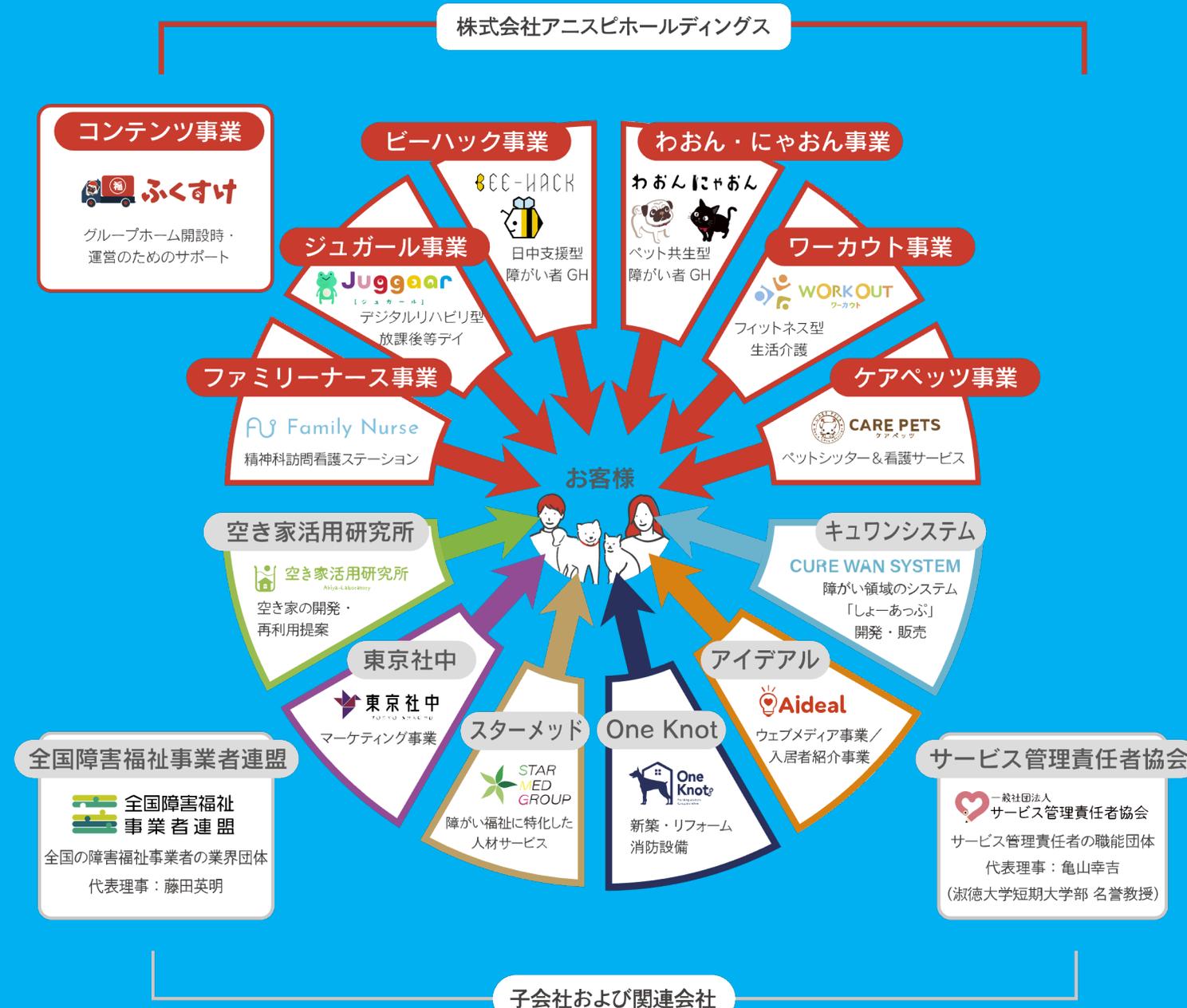


# ナイチンゲール



# anispi holdings

人の福祉とペットの福祉に  
必要とされる  
トータルサポートを  
提供しています。



# 全国障害福祉事業者連盟



全国障害福祉  
事業者連盟



【入会申し込み】

# サービス管理責任者協会



一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者  
の継続的  
スキルアップ  
研修

【2021年10月～】

サービス管理責任者  
基礎研修  
相談支援初任者研修

【2021年12月～】

福祉サービス  
第三者評価機関

まずFB友達申請・Twitterフォロー・YouTubeチャンネル登録お願いしまーす！！



「**藤田英明**」で探してくださいww

LINE 公式アカウント

# 友だち 募集中

@fujita\_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか  
QRコードをスキャンしてください



## 藤田英明の福祉情報局

- 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- 福祉ビジネス経営のテクニック 
- 福祉事業だからできる資金調達 
- 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- 福祉ビジネス情報 
- 福祉関連ニュース 
- 厚生労働省発表情報 
- 障害者総合支援法情報 
- 介護保険法情報 

無料

# 藤田英明 オンライン 福祉起業塾

福祉の  
会社を  
つくろう

組織と  
リーダー  
シップ

ビジネス  
モデル

市場を  
つかむ

障害者  
総合支援法

会計の  
基礎知識

成功経営者  
による講義

物件

実地指導  
監査

ビジネス  
アイデア

マーケティング  
の基礎

事業計画を  
作るう！



## 【藤田英明オンライン福祉起業塾・開校決定】

- ・福祉事業を始めたいが、はじめにもっと確かな情報を集めたい…！
- ・現在資金準備中なので、この期間に福祉について学びたい…！
- ・一歩踏み出せないでいるが、やっぱり福祉事業が気になる…！
- ・本当の障害福祉事業プロから正しい知識を学びたい…！

## 【塾の概要】

◎開催日程

春入学コース3月1日～8月末/秋入学コース9月1日～2月末

◎1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

◎回数：1ヶ月2回(全コース6ヶ月で完了)

◎受講費：18万円（全コース6ヶ月/1回あたり15,000円）

[fc@anispi.co.jp](mailto:fc@anispi.co.jp)

に「福祉起業塾希望」  
とメールを✉

# 【藤田英明が個別に相談に乗る個別相談会】

**1日2社限定**で下記へのご参画・ご加盟をご検討されている方、自社で運営しているビジネスをフランチャイズ展開したいと考えている方を対象に行っております。

「ペット共生型障害者グループホームわおん/にゃおん」

「運動療法型障害者デイサービスワークアウト」

「精神科訪問看護ファミリーナース」

「日中サービス支援型障害者グループホームビーハック」

[fc@anispi.co.jp](mailto:fc@anispi.co.jp)

に「藤田英明個別相談会希望」  
とメールを✉

月1万円で  
成功体験を  
毎月2回も  
ゲットできる  
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を  
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

## 東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする  
スペシャルサービス

## 介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



# 社会福祉主事任用資格

知っていますか？

## 社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉法第18条および第19条において、その資格が定義づけられている任用資格です。

任用資格とは、公務員が特定の業務に任用されるときに必要な資格です。

そのため、社会福祉主事は、都道府県、市町村に設置された福祉事務所のケースワーカー等として任用されるための資格として位置づけられていますが、各種社会福祉施設の職種に求められる基礎的資格としても準用されています。

### A. 【大学・短期大学卒業ルート】

大学または短期大学において、厚生労働大目以上を修めて卒業する。

このうち  
3科目を履修していれば  
社会福祉主事

#### <社会福祉に関する科目>

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、**社会学**、**心理学**、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、**倫理学**、**教育学**、**経済学**、経済政策、社会政策、**法学**、**民法**、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

区分	業務内容	経験年数	
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	5年以上
		イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
		エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
	第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
		ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
	第3 有資格者	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

# まずは満額で申し込みをしましょう！！

## ①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保



### 【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



福祉医療機構

福祉貸付

# 国庫補助なので時間はかかりますが

## 令和4年度障害福祉施設等施設整備費補助金 協議対象事業募集要項

### 1 障害福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行、地域生活の維持・継続を図るとともに、利用者の生命と安全・安心な生活を守る等の観点から、次のとおり、施設整備の方針を定める。

#### （1）重度障がい者・長期入院精神障がい者・強度行動障がい者等に対応する日中活動等の場及びグループホーム並びに地域生活支援拠点の整備

特別支援学校卒業者や、医療的ケア等、特別な支援を必要とする障がい者等が増加する中、喫緊の課題である介護面でのサービスの必要性の高い重度障がい者や、長期入院精神障がい者、強度行動障がい者及び入所施設からの地（以下「重度障がい者等」という。）の日中活動等の場及び住まいの場を確保するため、医療的ケア等を行う生活介護事業所等及び重度障がい者等に対応するグループホームの整備を促進する。とりわけ、入所施設からの地域移行を希望する障がい者が利用予定者に含まれる場合には優先採択とする。

また、地域で障がい児者等が安心して生活するために、相談や緊急時の受け入れ体制等の整備に向け、多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備を促進する。

#### （2）施設機能を維持するための老朽化対策等

利用者の生命を守る観点から、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、障害者の高齢化、重度化等に対応するための生活環境の改善を図りながら、耐震化が必要な施設や老朽化した施設の建て替え等の改築整備や大規模修繕を進め、必要な既存施設の機能の維持を図る。

### （1）主な補助対象事業種別及び整備区分等

#### ア 主な補助対象事業種別、整備区分及び設置者

##### 補助対象事業種別及び整備区分について

事業種別	整備区分				
	創設	増築	改築	大規模修繕等	老朽民間社会福祉施設整備
障害福祉サービス事業所	療養介護				
	生活介護				
	自立訓練	●	●	●	●
	就労移行支援				
	就労継続支援				
障害者支援施設	-	-	☆	☆	○
共同生活援助事業所	●	●	●	●	
児童福祉施設	福祉型児童発達支援センター	●	●	●	●
	医療型児童発達支援センター				



## 施設整備補助金

## 〇〇県

## イ 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	いったん更地にして、建て替える場合を含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備すること。	(原則)柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備すること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合 総事業費が一定の範囲内の金額であること(詳細は、左記通知参照)。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設が対象柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。

※拡張(既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備)は、原則として、補助対象外です。

## 3 優先順位の考え方

1の整備方針に基づき、法人から提出のあった整備計画(協議書類)について、必要性・緊急性や、国・県等の施策との整合性(地域生活支援拠点としての障害福祉計画における位置付け、重度障害者等対応の短期入所の併設、被虐待者等・加齢児の受入計画等)、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に、協議対象事業を選定します。

※原則として、同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。共同生活援助事業所の場合、建物が同一であっても、住居が別であれば、別事業となりますので、御注意ください。

## (3) 補助金額等の概要

### ア 補助金額(千円未満切り捨て)

#### (ア) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備

国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額

(一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」(平成17年10月5日社援発1005009号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。)

#### (イ) 大規模修繕等

2社以上の見積のうち、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)が最も低い方の価格に3/4を乗じた額

※工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額

※解体撤去工事及び仮設施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ、対象

※エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合のみ、対象

※上記の補助金額は、上限額。県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。

※また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。

イ 補助率 補助金額のうち 国 2/3 県 1/3



# 施設整備補助金 ○○県

では本題に入ります

今回説明する事業モデルは  
障害者総合支援法に基づく

**【生活介護×フィットネス】**

と言う**日本で唯一**のビジネスモデルです

生活介護とは

障害者のデイサービスセンターです

知的障害、精神障害、身体障害、難病など

の方が通うデイサービスで

18歳以上が対象で年齢上限はありません

※約70年間が対象年齢

売上は、障害者総合支援法に基づいて

利用者一人1日あたり6,000円～12,500円

※報酬単価は法律で規定

1ヶ月分をまとめて翌月に  
国民健康保険団体連合会というところに  
給付費として請求します  
※オンライン請求です

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	183,236	20,488
	重度訪問介護	者	11,143	7,387
	同行援護	者 児	24,001	5,753
	移動援護	者 児	10,253	1,753
	重度障害者等包括支援	者 児	32	9
	施設入所	者 児	48,629	4,745
	療養介護	者	20,818	254
	生活介護	者	286,074	10,967
	施設入所支援	者	127,916	2,586
	施設系 訓練等給付	自立生活援助	者	918
共同生活援助		者	131,627	9,111
生活訓練（機能訓練）		者	2,283	171
自立訓練（生活訓練）		者	12,726	1,199
就労移行支援		者	33,548	3,090
就労継続支援（A型）		者	72,197	3,842
就労継続支援（B型）		者	269,339	13,117
就労定着支援		者	11,037	1,215

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	122,441	7,275
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,965	93
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	216,848	14,465
訪問系	障害児支援に係る給付	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	115	48
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	3,663	595
入所系	障害児支援に係る給付	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,473	187
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,955	195
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> <span style="color: blue;">児</span> 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	211,064	8,850
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	70,829	5,146
		<b>地域移行支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	614	344
		<b>地域定着支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,560	548

ちなみに昨年倒産した生活介護を運営する会社は  
一件

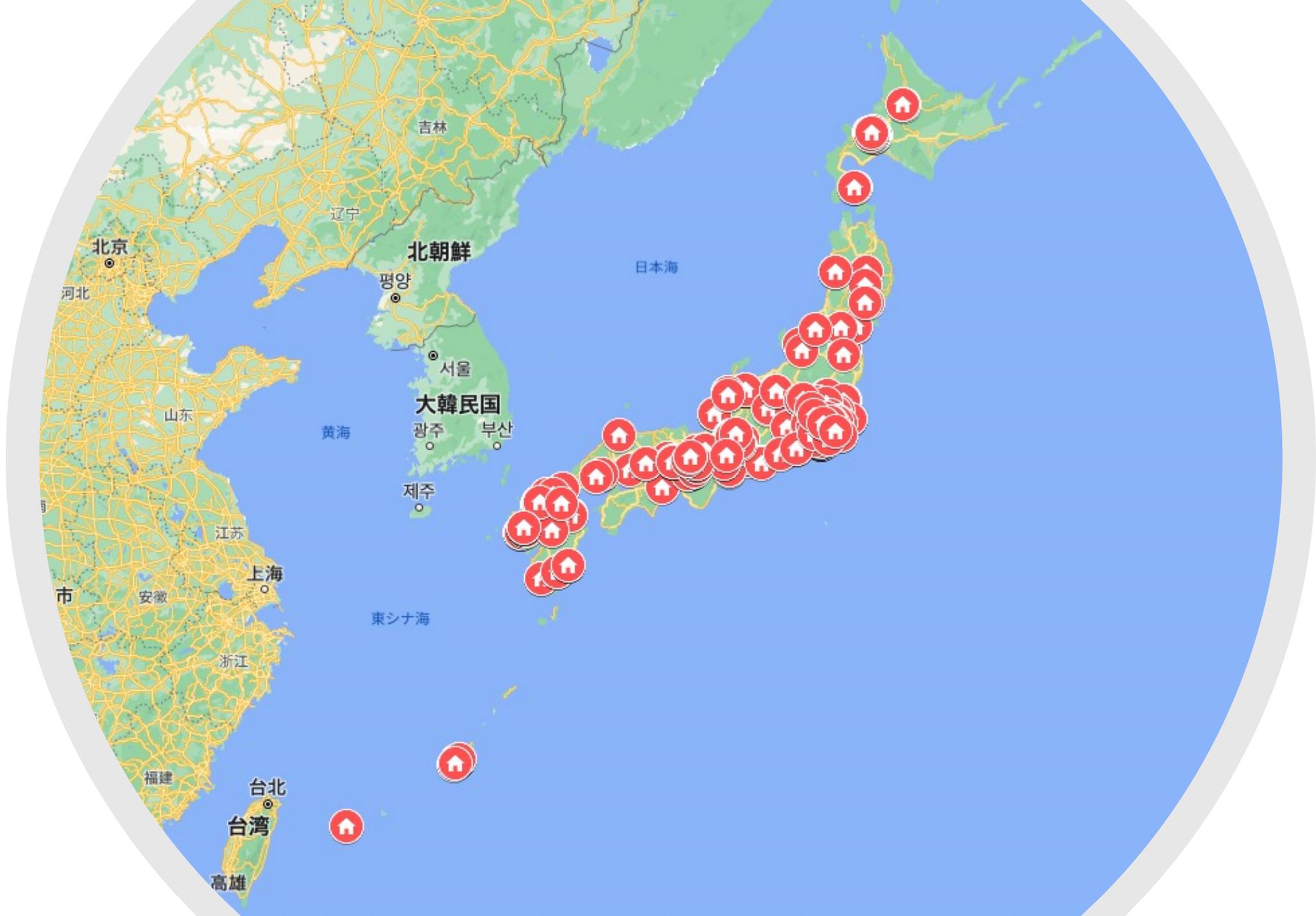
## 【今参入すべき理由】

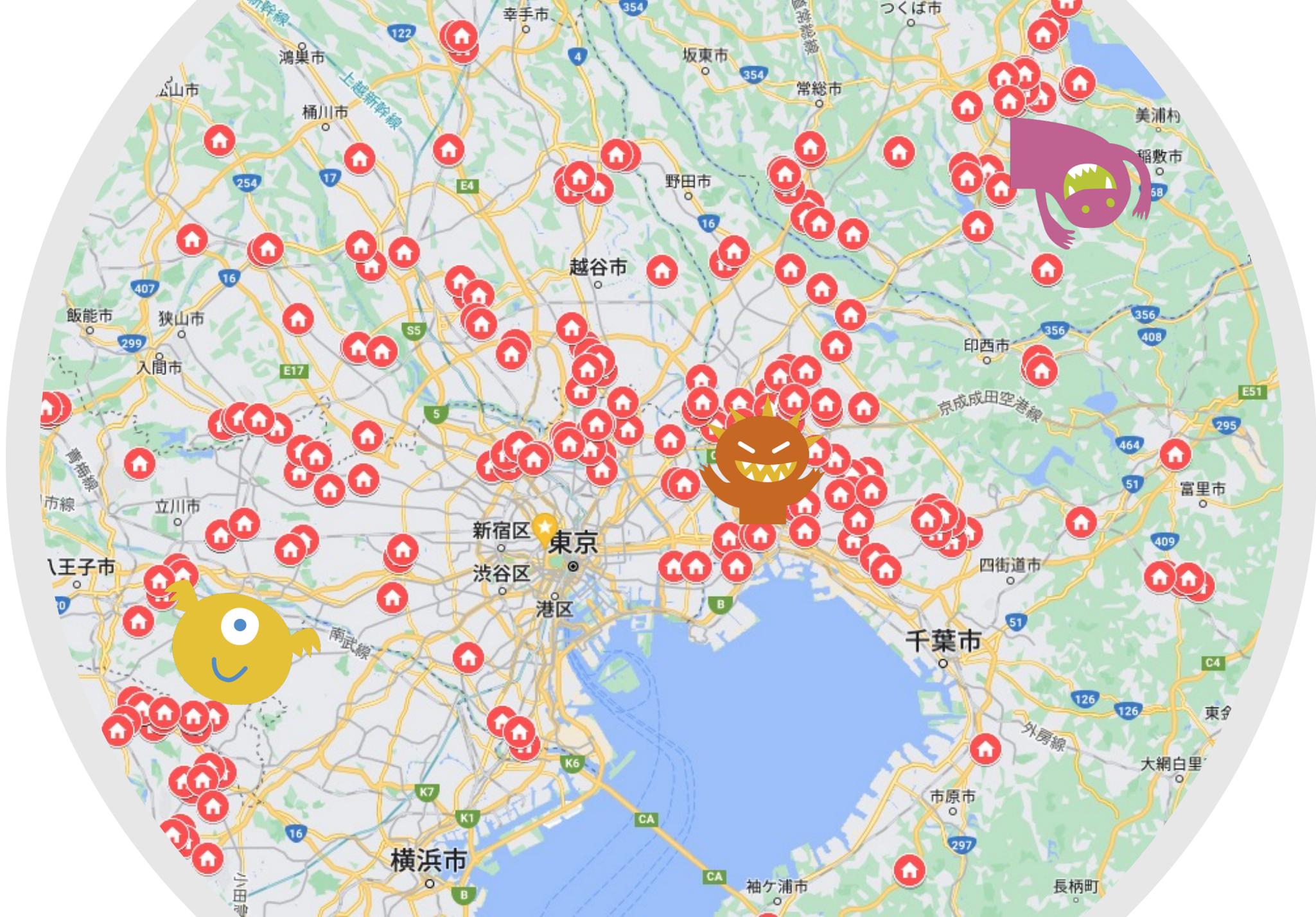
第1位：障害者グループホームが増えているから

第2位：障害者が高齢化してきているから

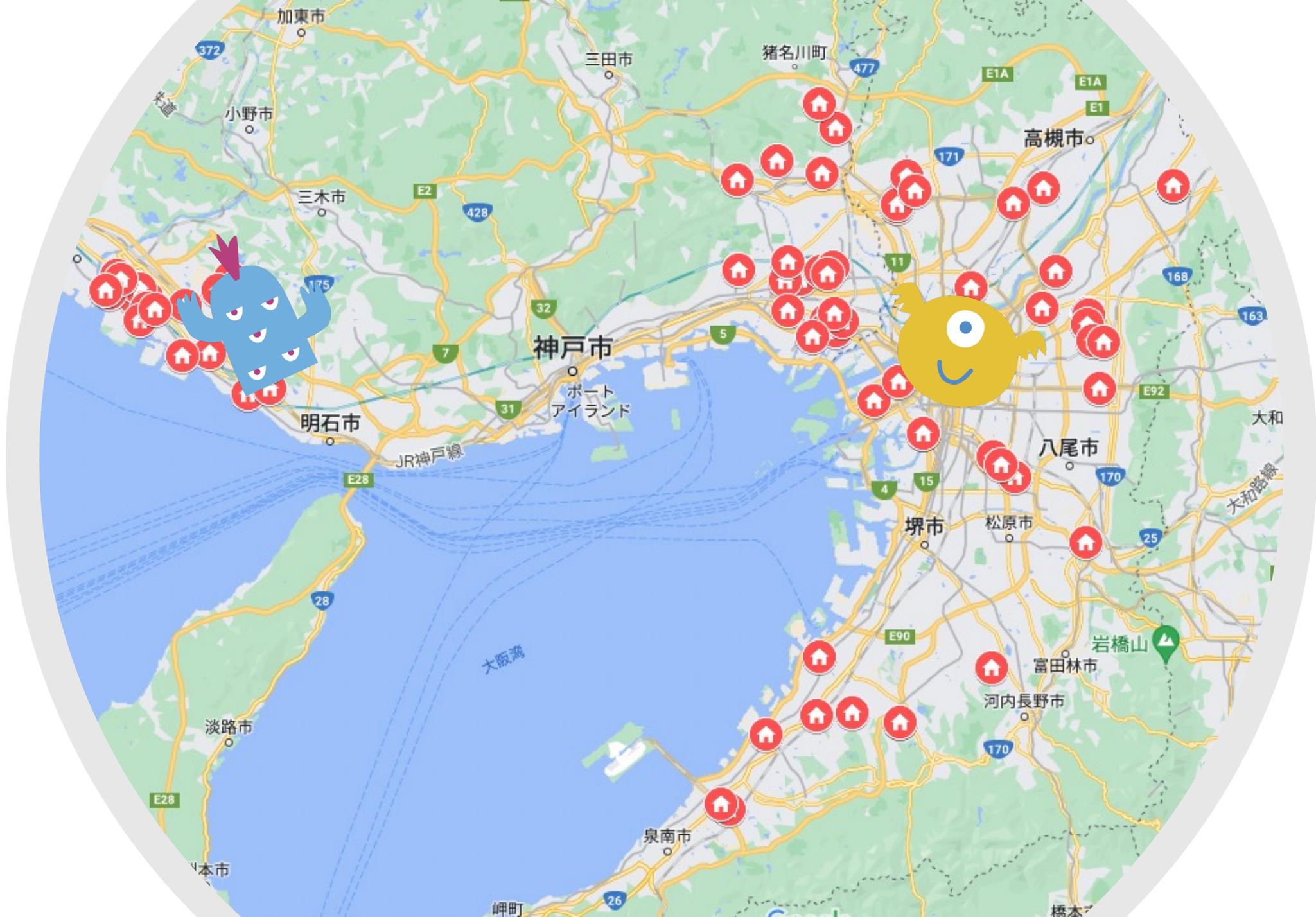
第3位：需要 > 供給だから

第4位：福祉系サービスで最も利益率が高い





鴻巣市 幸手市 つくば市  
坂東市 常総市  
美浦村  
桶川市 上越新幹線  
野田市  
稲敷市  
越谷市  
印西市  
飯能市 狭山市  
入間市  
京成成田空港線  
立川市  
八王子市  
東京  
新宿区 渋谷区 港区  
富里市  
四街道市  
千葉市  
外房線  
横浜市 市原市  
大網白里  
東金  
長柄町  
袖ヶ浦市





# 生活介護の概要

## ○対象者

■ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

## ○サービス内容

■ 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

## ○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

## ○報酬単価（令和元年10月～）

### ■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

### ■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下) ※ 未判定の者を含む
1,151単位	859単位	605単位	544単位	496単位

### ■ 主な加算

#### 人員配置体制加算 (33～265単位)

→ 直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

#### 訪問支援特別加算 (187～280単位)

→ 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

#### 延長支援加算 (61～92単位)

→ 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

## ○事業所数

11,117 (国保連令和2年4月実績)

## ○利用者数

288,771 (国保連令和2年4月実績)

## 令和3年度報酬単価

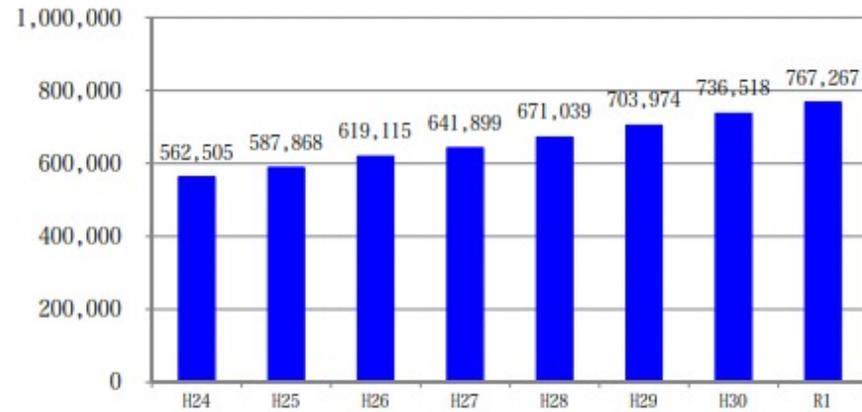
生活介護 サービス費	定員20人以下	区分6	1,288 単位
		区分5	964 単位
		区分4	669 単位
		区分3	599 単位
		区分2以下	546 単位
	定員21人以上40人以下	区分6	1,147 単位
		区分5	853 単位
		区分4	585 単位
		区分3	524 単位
		区分2以下	476 単位
	定員41人以上60人以下	区分6	1,108 単位
		区分5	820 単位
		区分4	562 単位
		区分3	496 単位
		区分2以下	453 単位
	定員61人以上80人以下	区分6	1,052 単位
		区分5	785 単位
		区分4	543 単位
		区分3	487 単位
		区分2以下	439 単位
定員81人以上	区分6	1,039 単位	
	区分5	774 単位	
	区分4	541 単位	
	区分3	484 単位	
	区分2以下	434 単位	

# 生活介護の現状

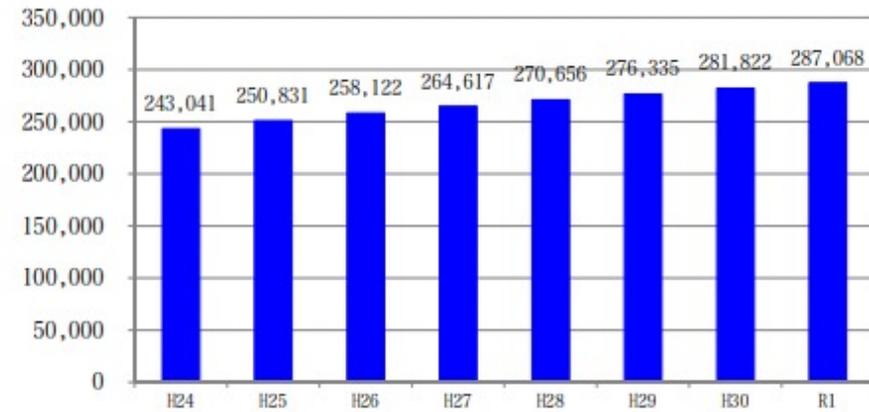
## 【生活介護の現状】

- 令和元年度の費用額は約7,673億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の27.9%を占めている。
- 費用額は5%前後、利用者数は2%程度、事業所数は4%程度、毎年度増加している。

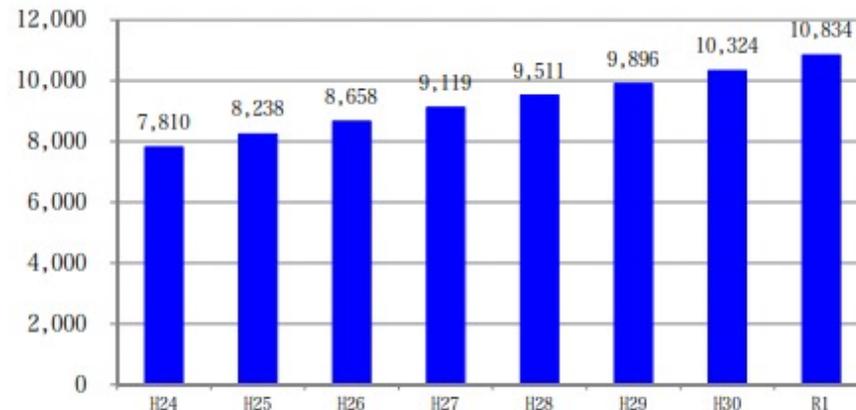
### 費用額の推移 (百万円)



### 利用者数の推移 (一月平均 (人))



### 事業所数の推移 (一月平均 (か所))



※出典:国保連データ

# 生活介護の利用者の状況

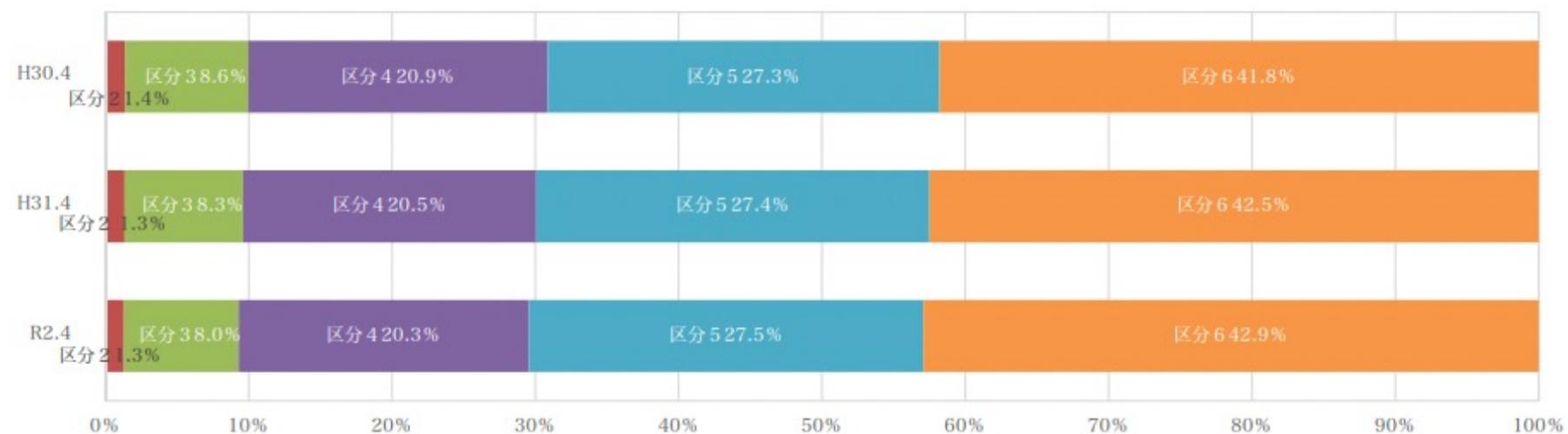
## 【生活介護の利用者の状況】

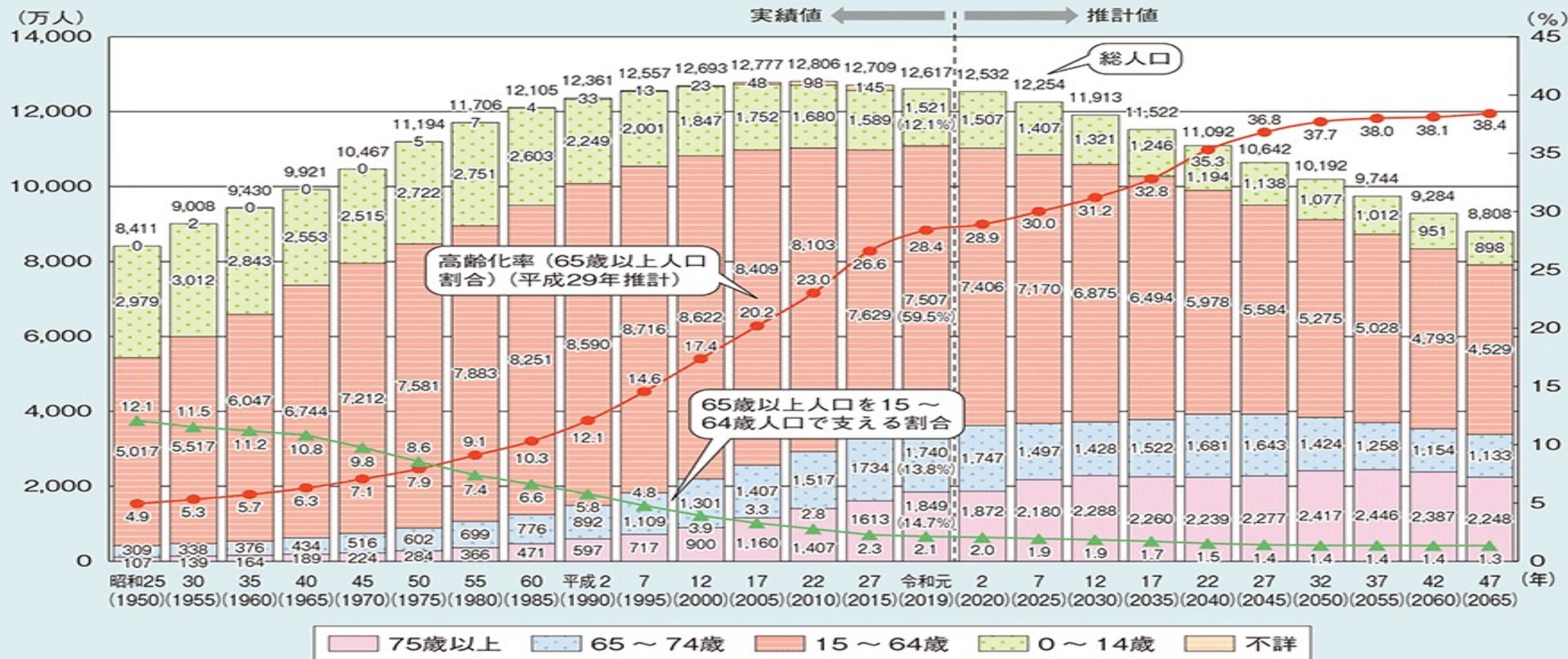
- 多くの区分で利用者数が増えている。
- 区分5又は区分6の利用者が全体の70%以上を占めており、区分6の利用者の割合が増えている。

## ○ 利用者数の推移 (障害支援区分別)

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
H30.4	281,521人	26人	3,851人	24,249人	58,805人	76,953人	117,637人
H31.4	286,915人	23人	3,869人	23,697人	58,723人	78,687人	121,916人
R2.4	288,763人	20人	3,746人	23,072人	58,524人	79,477人	123,924人

## ○ 利用者数の割合の推移 (障害支援区分別)





全てのビジネスは人口動態から  
大きな影響を受ける

# 障害者の高齢化について

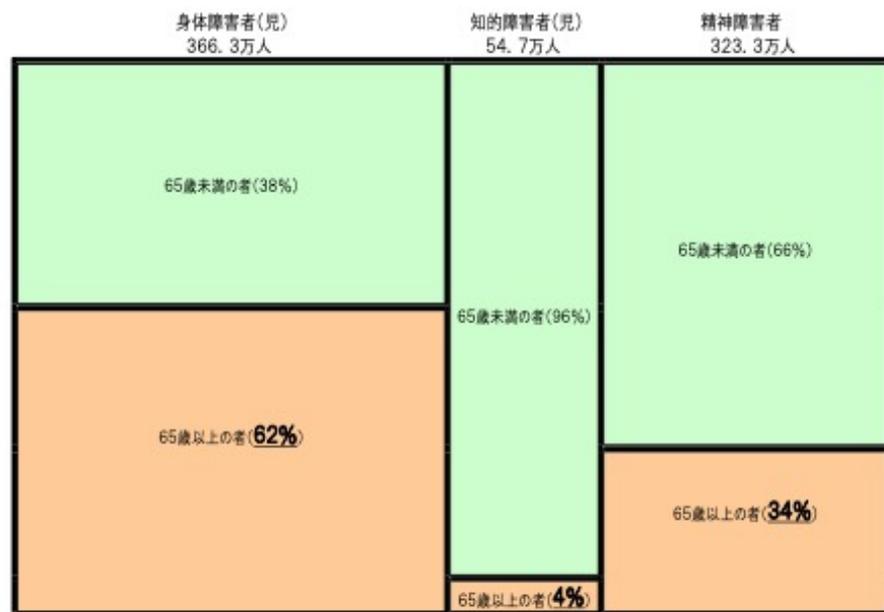
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいる。

65歳以上の障害者の割合	46%→52%
うち身体障害者の割合	62%→74% (平成18年→平成28年(在宅)30年(施設))
うち知的障害者の割合	4%→16% (平成17年→平成28年(在宅)30年(施設))
うち精神障害者の割合	34%→39% (平成20年→平成29年)

平成20年等

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)

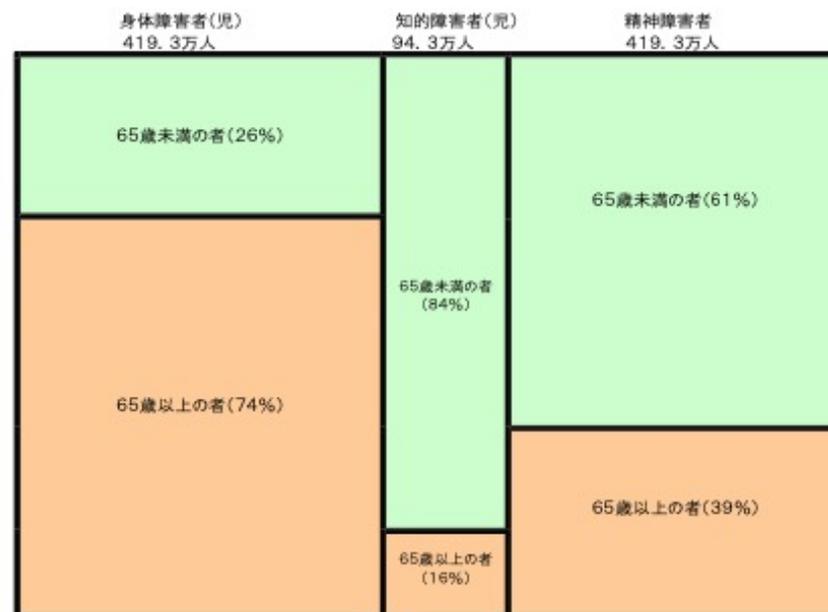
うち65歳未満 54%  
うち65歳以上 46%



平成30年等

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)

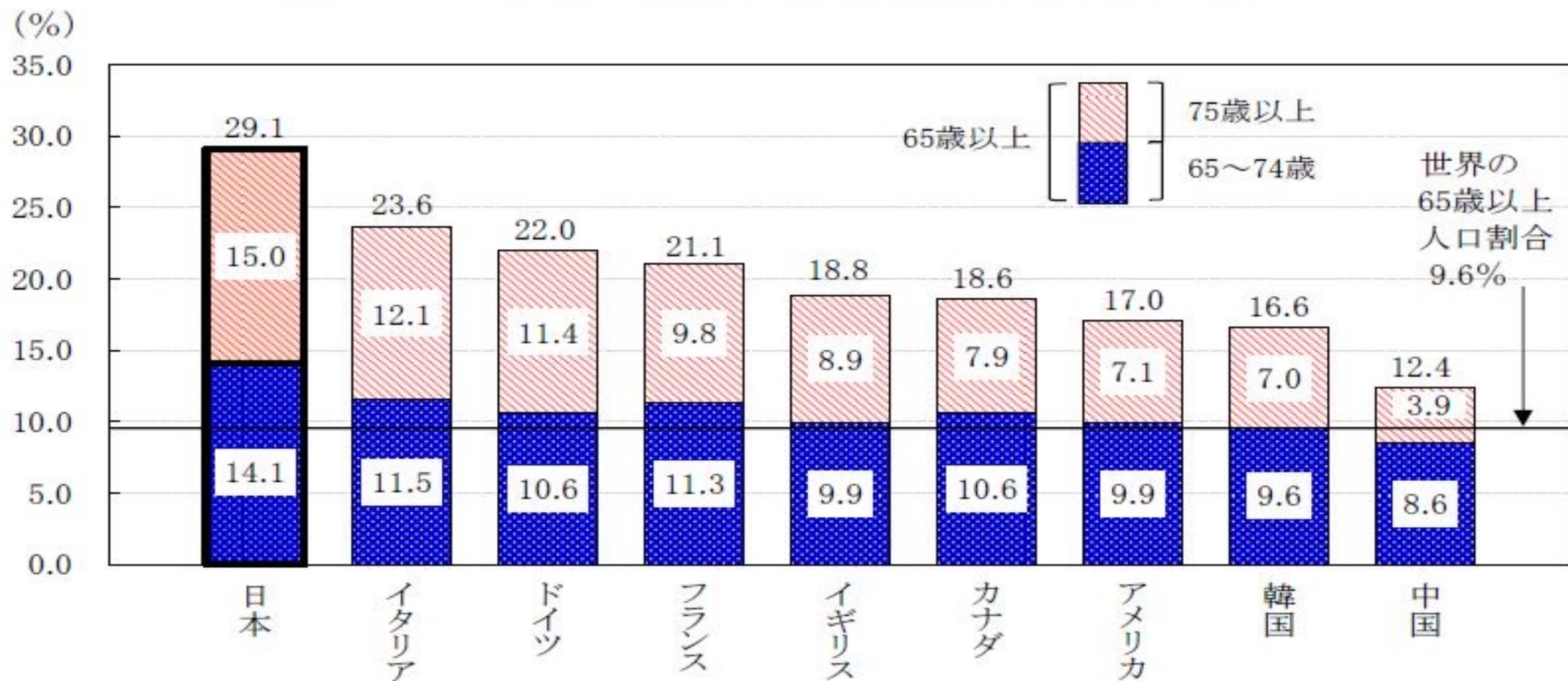
うち65歳未満 48%  
うち65歳以上 52%



※身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。  
※難病患者等のうち、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)のいずれにも該当しない者の数は含まない。(右図同様)  
※社会保障審議会(障害者部会)第68回(2015年7月24日)「高齢の障害者に対する支援の在り方について」資料より抜粋。

出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづかさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等  
在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(平成29年)  
※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。  
※施設入所身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。  
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。  
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

図2 主要国における高齢者人口の割合の比較（2021年）



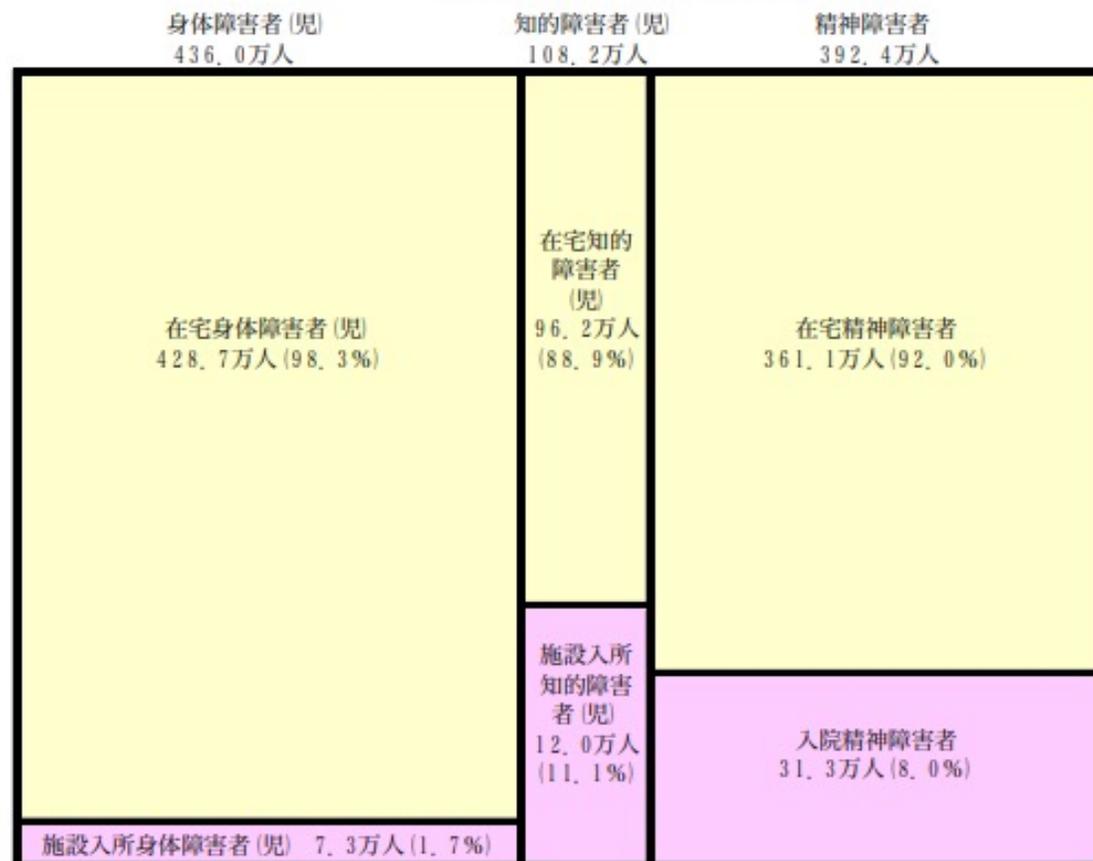
資料：日本の値は、「人口推計」の2021年9月15日現在、  
他国は、*World Population Prospects: The 2019 Revision* (United Nations) (201の国及び地域を掲載)における  
将来推計から、2021年7月1日現在の推計値を使用

# 障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

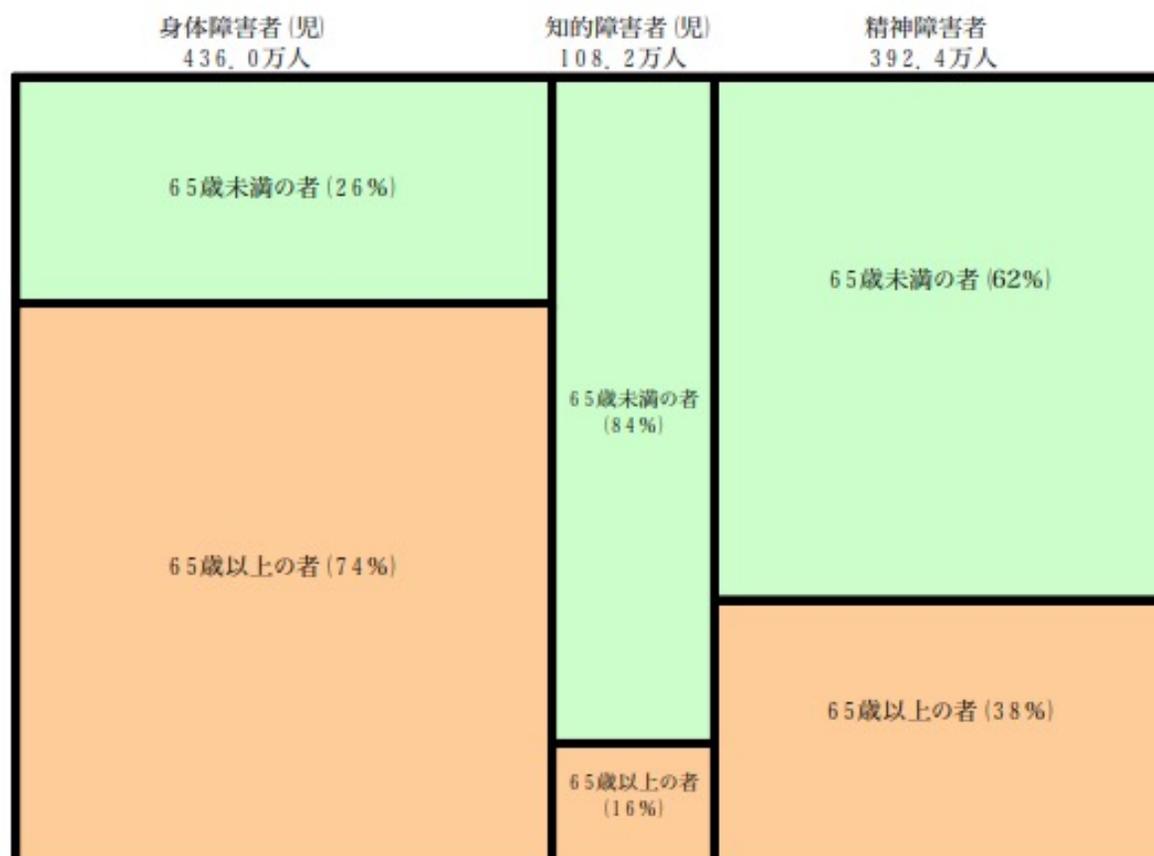
## (在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)  
うち在宅 886.0万人(94.6%)  
うち施設入所 50.6万人(5.4%)



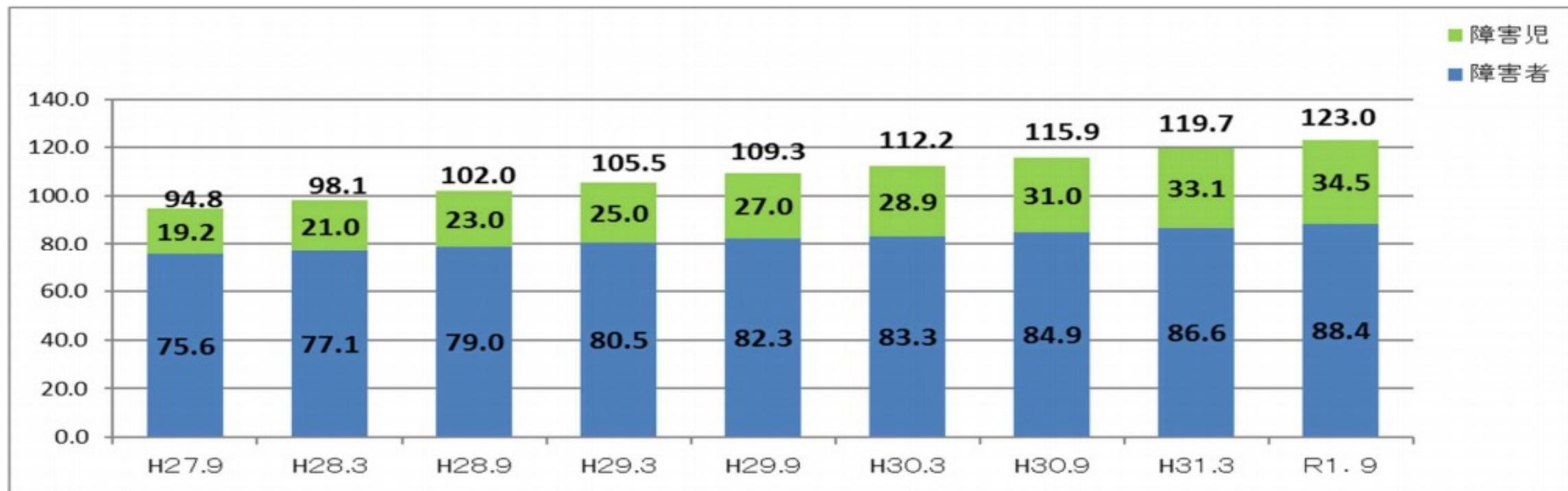
## (年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)  
うち65歳未満 48%  
うち65歳以上 52%



# 利用者数の推移 (6ヶ月毎の利用者数推移) (障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○平成30年9月→令和元年9月の伸び率 (年率) …… 6.1%

このうち

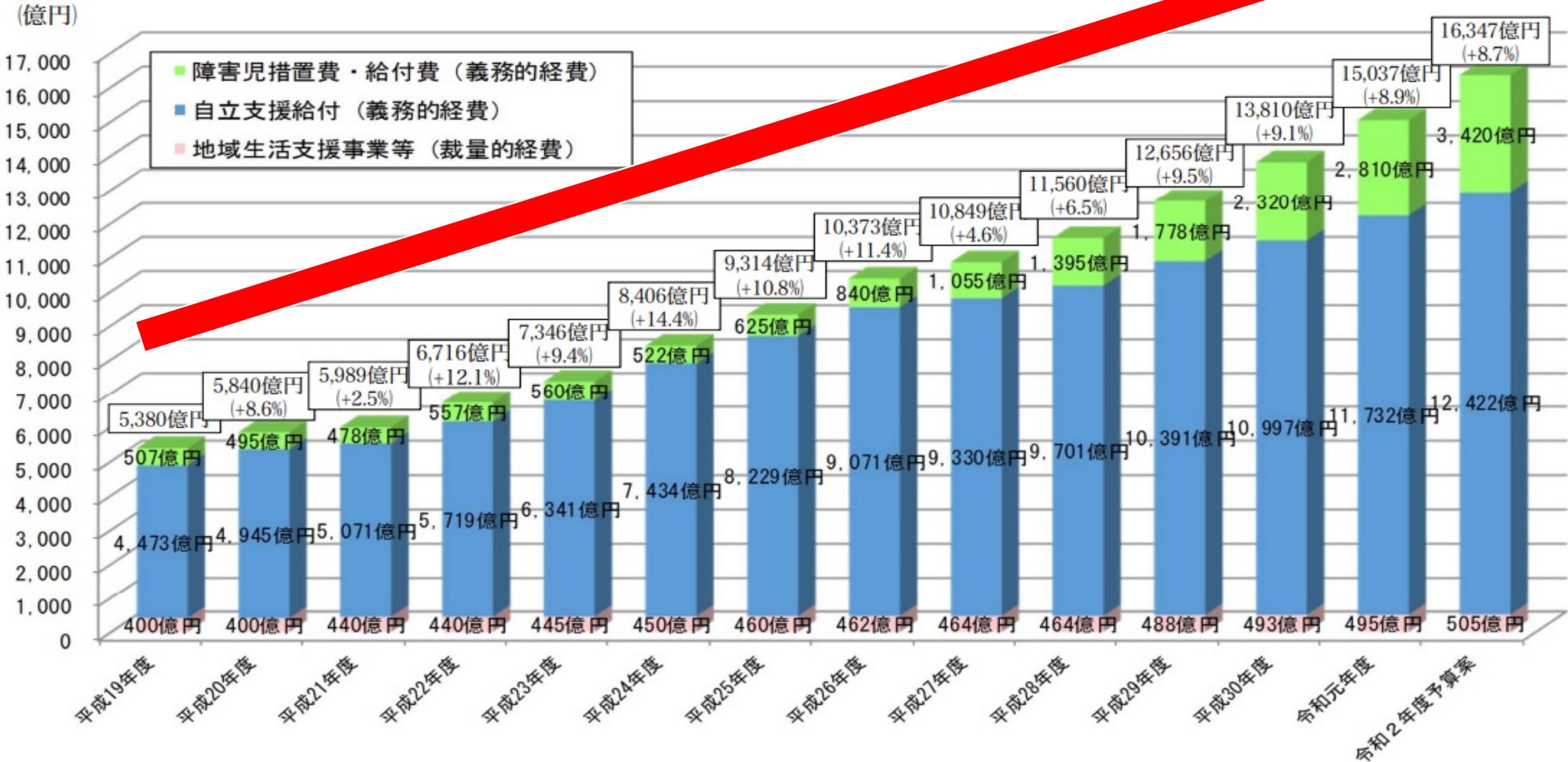
身体障害者の伸び率……	1.5%
知的障害者の伸び率……	3.1%
精神障害者の伸び率……	8.8%
障害児の伸び率 ……	11.0%

(令和元年9月の利用者数)

身体障害者……	22.1万人
知的障害者……	40.8万人
精神障害者……	23.8万人
難病等対象者…	0.3万人 (3,276人)
障害児 ……	36.0万人 (※)
(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3倍に増加している。

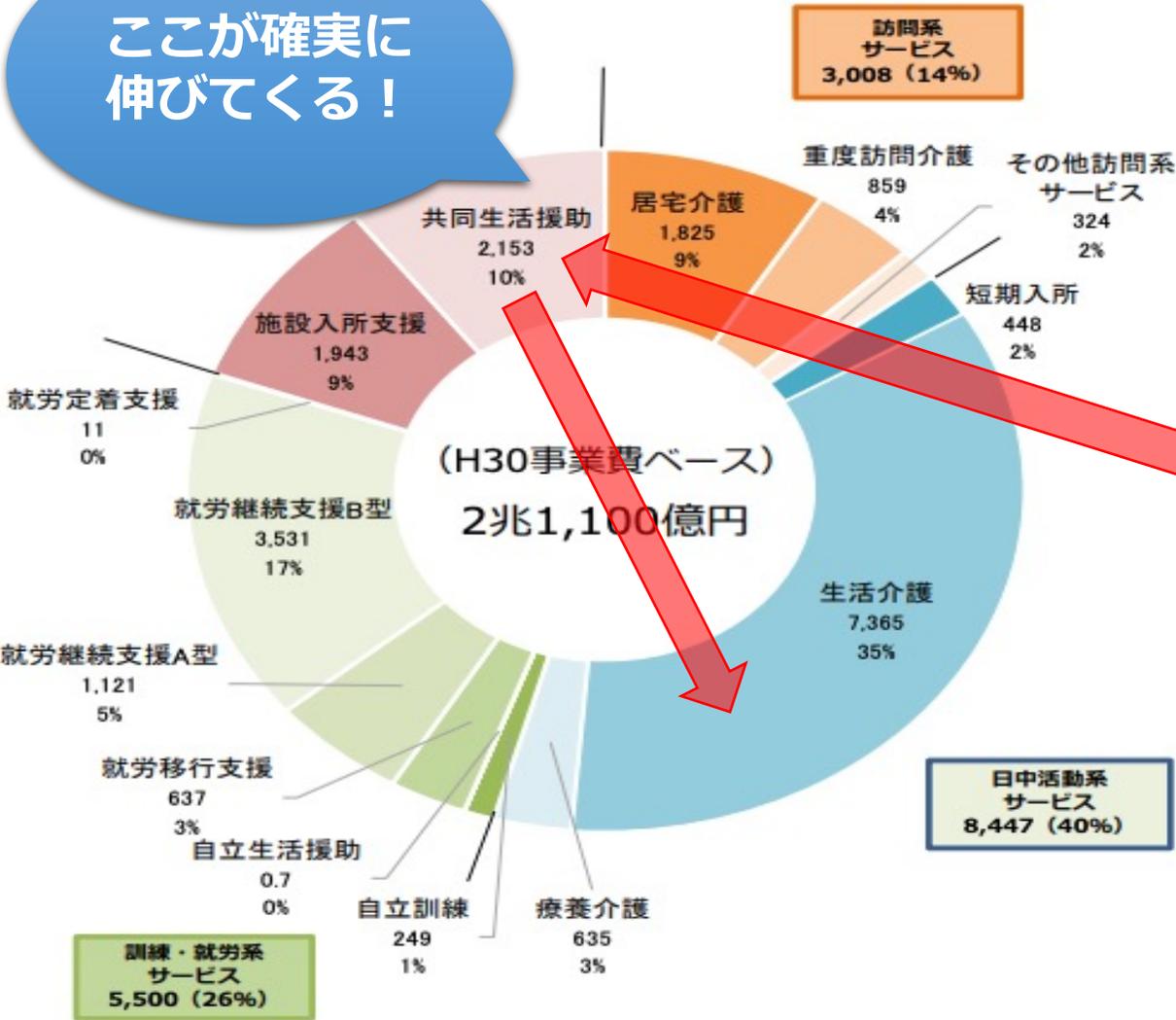


# 障害福祉サービス等の総費用額の内訳

## 自立支援給付（障害者向けサービス）の内訳

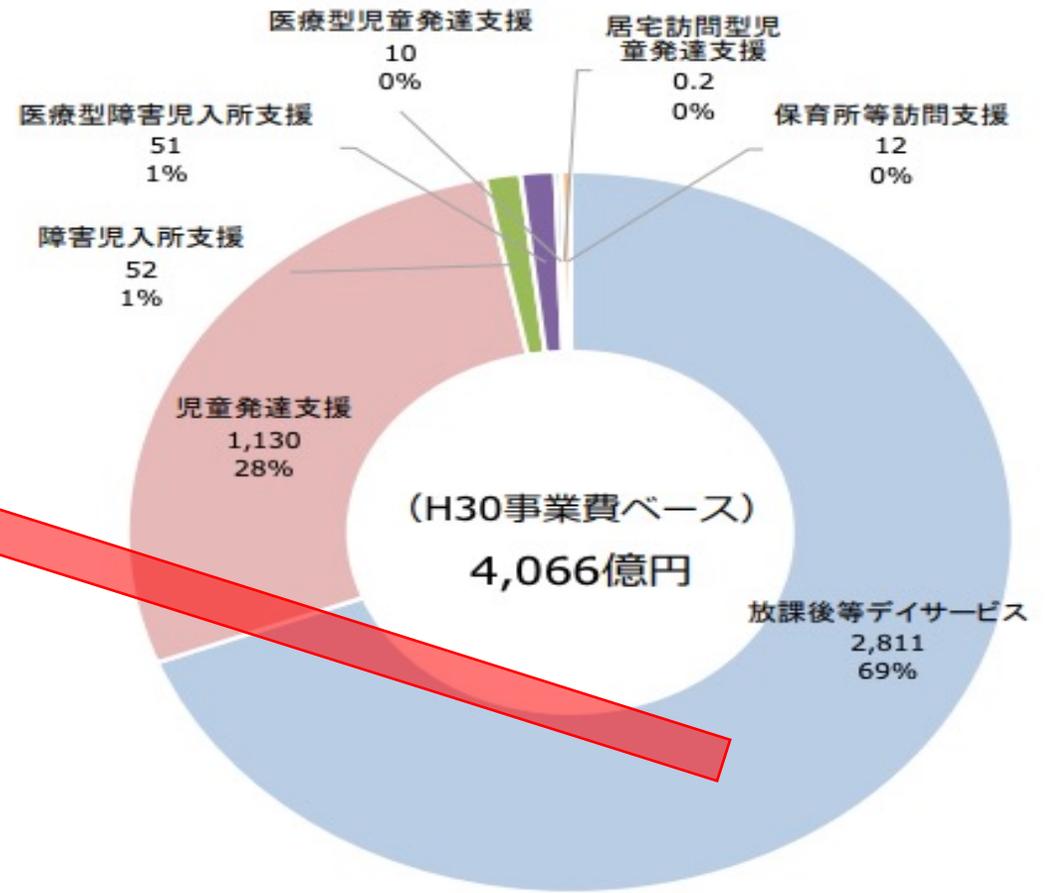
(単位：億円)

ここが確実に  
伸びてくる！



## 障害児施設給付費（障害児向けサービス）の内訳

(単位：億円)



(出典) 国保連データを基に作成 (計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援を除く)

# 障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移 (各年度月平均)

(単位:千人)



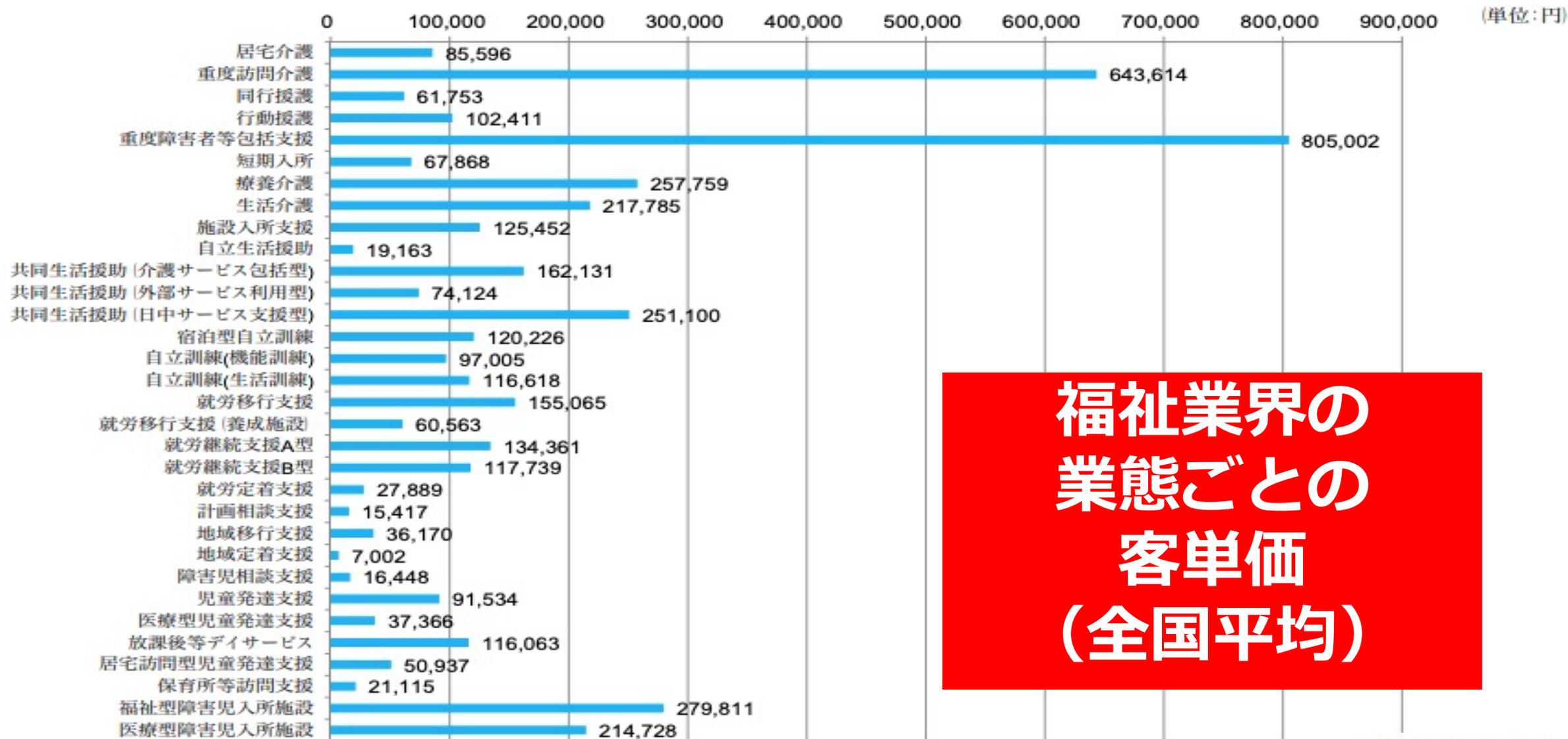
全サービス利用者増加

注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

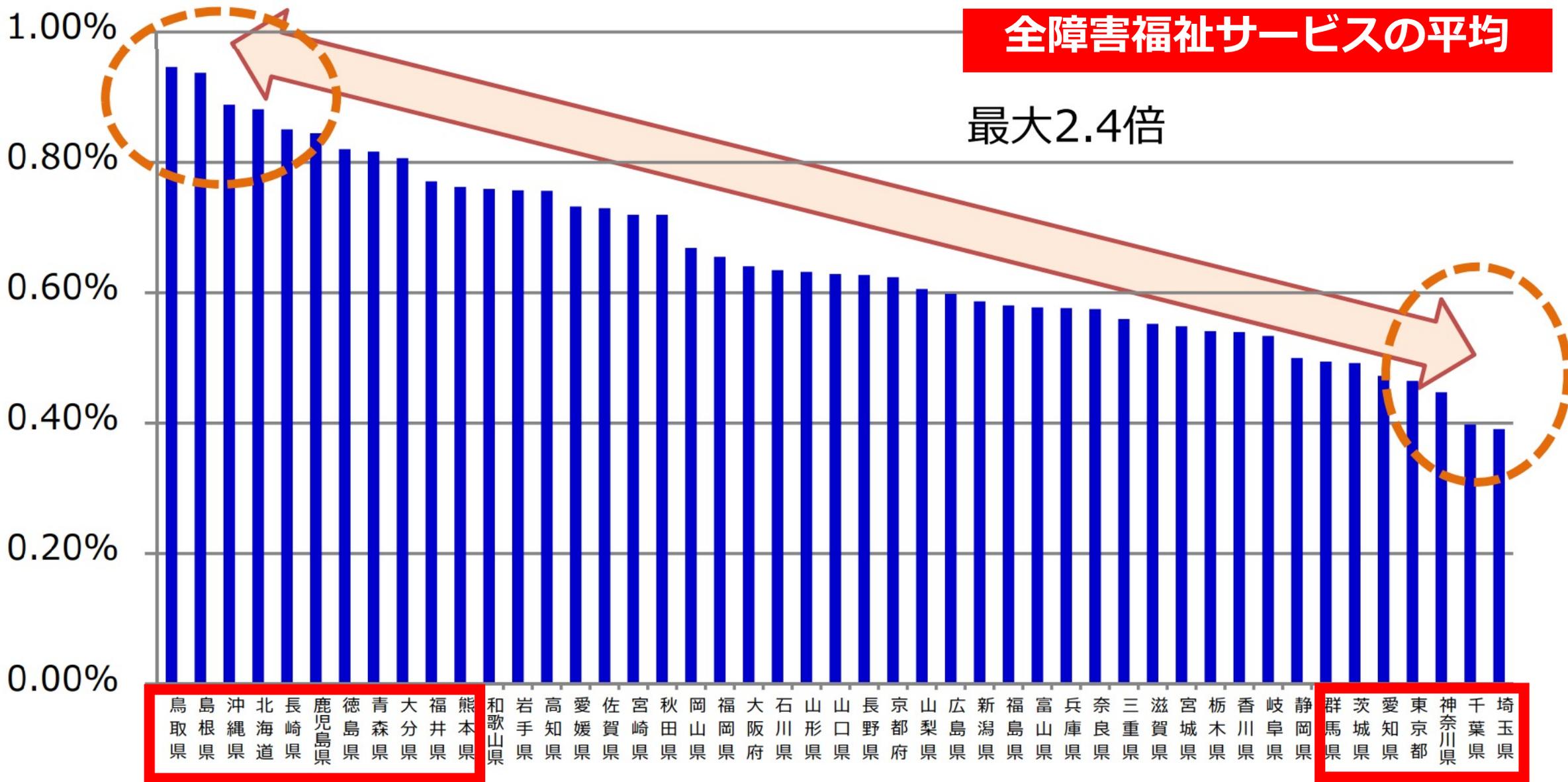
# 障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た1人当たりの費用額 (平成30年度月平均)

- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。

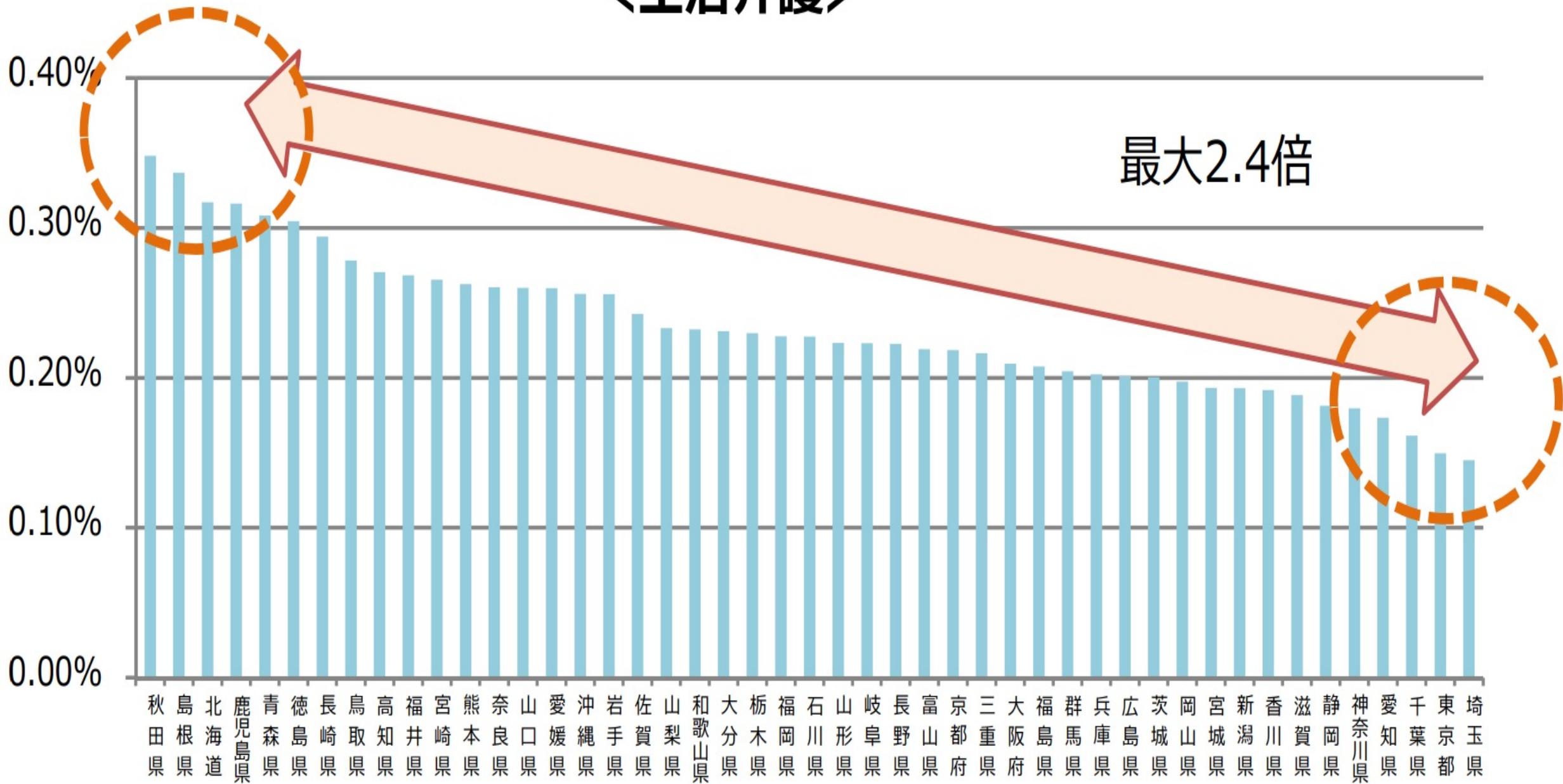


**福祉業界の  
業態ごとの  
客単価  
(全国平均)**

# 自立支援給付利用者の人口に占める割合（総計）



# 〈生活介護〉





区市町村	短期入所			共同生活援助(グループホーム)				障害者支援施設等		
	定員数	人口1万人 当たり	定員数				人口1万人 当たり	施設数	主たる対象者	
				(身体)知的	精神	難病			身体	知的
千代田区	5	0.8	12	8	4	-	1.8	-		
中央区	6	0.4	51	37	14	-	3.0	1		○
港区	11	0.4	69	50	19	-	2.6	2	○	○
新宿区	16	0.5	101	56	45	-	2.9	2	○	○
文京区	12	0.5	79	61	18	-	3.3	1	○	○
台東区	12	0.8	90	72	18	-	4.3	1		○
墨田区	6	0.2	151	129	22	-	5.6	-		
江東区	27	0.5	203	163	40	-	3.9	-		
品川区	14	0.3	90	63	27	-	2.2	2	○	○
目黒区	12	0.4	113	91	16	6	3.9	1		○
大田区	32	0.4	458	377	81	-	6.2	2	○	○
世田谷区	76	0.8	329	215	114	-	3.5	2	○	○
渋谷区	12	0.5	82	45	37	-	3.5	2	○	○
中野区	20	0.6	152	104	48	-	4.4	2	○	○
杉並区	25	0.4	344	277	67	-	5.9	3	○	○
豊島区	18	0.6	224	84	140	-	7.5	2	○	○
北区	33	0.9	132	110	22	-	3.7	-		
荒川区	14	0.6	153	84	69	-	7.0	-		
板橋区	46	0.8	306	218	90	-	5.3	2	○	○
練馬区	33	0.4	492	251	241	-	6.6	6	○	○
足立区	34	0.5	571	456	115	-	8.4	3	○	○
葛飾区	18	0.4	661	605	56	-	14.5	1		○
江戸川区	27	0.4	459	316	143	-	6.6	2	○	○
八王子市	80	1.4	1,075	748	327	-	18.7	9	○	○
立川市	16	0.9	220	186	34	-	12.2	1		○
武蔵野市	3	0.2	144	130	14	-	9.7	1		○
三鷹市	18	0.9	213	87	126	-	11.1	1		○
青梅市	60	4.5	282	264	18	-	21.2	4	○	○
府中市	43	1.6	217	172	45	-	8.2	1	○	
昭島市	1	0.1	92	73	19	-	8.2	-		
調布市	22	0.9	181	99	82	-	7.5	2		○
町田市	38	0.9	564	449	115	-	13.0	3	○	○
小金井市	9	0.7	139	117	22	-	11.1	-		
小平市	45	2.3	174	162	12	-	8.9	3	○	○
日野市	26	1.4	260	230	30	-	13.7	5	○	○
東村山市	33	2.2	102	82	20	-	6.8	2		○
国分寺市	13	1.0	164	138	26	-	12.8	-		
国立市	26	3.5	149	125	24	-	19.8	2		○
瑞生市	5	0.9	105	99	6	-	18.3	1		○
狛江市	4	0.5	51	35	16	-	6.1	-		
東大和市	32	3.8	176	164	12	-	20.9	-		
清瀬市	38	5.1	109	87	22	-	14.5	4	○	○
東久留米市	8	0.7	161	125	36	-	13.8	1		○
武蔵村山市	39	5.5	88	78	10	-	12.3	1		○
多摩市	19	1.3	86	70	16	-	5.8	1		○
稲城市	3	0.3	38	31	7	-	4.1	1		○
羽村市	12	2.2	68	44	24	-	12.5	1		○
あきる野市	31	3.9	131	124	7	-	16.4	2	○	○
西東京市	14	0.7	276	131	145	-	13.4	1		○
瑞穂町	22	6.8	43	37	6	-	13.3	1		○
日の出町	14	8.2	71	58	13	-	41.5	4	○	○
檜原村	2	10.1	-	-	-	-	-	-		
奥多摩町	4	8.2	16	16	-	-	32.9	1		○
大島町	6	8.3	24	24	-	-	33.2	3		○
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	-	-	7	7	-	-	37.8	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	4	119.4	-	-	-	-	-	-		
八丈町	-	-	27	12	15	-	38.1	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1,198	0.6	10,777	8,078	2,695	6	7.7	93	23	43

# PPM分析

## ファミリー ナース

介護保険訪看は飽和状態だが、精神科訪看はブルーオーシャン

### 訪問看護

### 障害者GH

## わおん

2025年に総量規制がかかるまでは最も伸びる花形。今後は特徴=コンセプトや重度化対応力が求められる。

### 訪問介護

### 障害者デイ

## ワーカウト

事業所数が増えすぎて飽和状態な上に、ヘルパー人材確保が困難な状況

障害者GHとのセットで金の木になるサービス。今後はコンセプトが重要。

# フレームワークで考える運動療法型障害者デイサービス「ワーカウト」

	Who (誰)	What (何)	How (どの様に)
顧客価値	<p><b>顧客は誰か</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 受給者証あり</li> <li>・ 支給決定あり</li> </ul>	<p><b>何を提供する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者デイサービス</li> </ul>	<p><b>どう実現するか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の指定を取る</li> <li>・ 従業員を必要数雇用</li> <li>・ 物件を確保</li> </ul>
利益	<p><b>誰から儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費</li> <li>・ 利用者自己負担金</li> </ul>	<p><b>何で儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活の支援の提供</li> <li>・ 運動療法</li> <li>・ 生産活動・リハビリ</li> </ul>	<p><b>どう儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な人件費率での運営</li> <li>・ 稼働率70%以上</li> <li>・ 法令遵守</li> </ul>
プロセス	<p><b>誰と組むのか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援専門員</li> <li>・ 病院のSW</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	<p><b>役割分担は何か</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者</li> <li>・ サービス管理責任者</li> <li>・ 生活支援員・看護師</li> </ul>	<p><b>どの流れか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設</li> <li>・ 営業</li> <li>・ 法令遵守管理</li> </ul>

Collaborated Brand

障害福祉企業とフィットネス企業の  
コラボで生まれた業態



**3RD Place**  
Body Make Studio



日本初!

運動のプロフェッショナルが開発した  
運動プログラムに基づく

生活介護

## 生活介護とは

主に日中活動（創作・生産活動、余暇活動等）に関する支援や身辺自立（衣服の着脱、食事、歯磨き、排せつ等）に関する支援、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### 通所対象者は

年齢が50歳未満で障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方

年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である方が、対象となります。

### 利用料金（自己負担）は

基本的には、サービス提供にかかる費用の1割未満が障がい者本人の自己負担額となります。

## 生活介護の指定と報酬の仕組み

事業開始前に、都道府県知事による生活介護の事業所指定を受ける必要があります。

### ・人員基準：

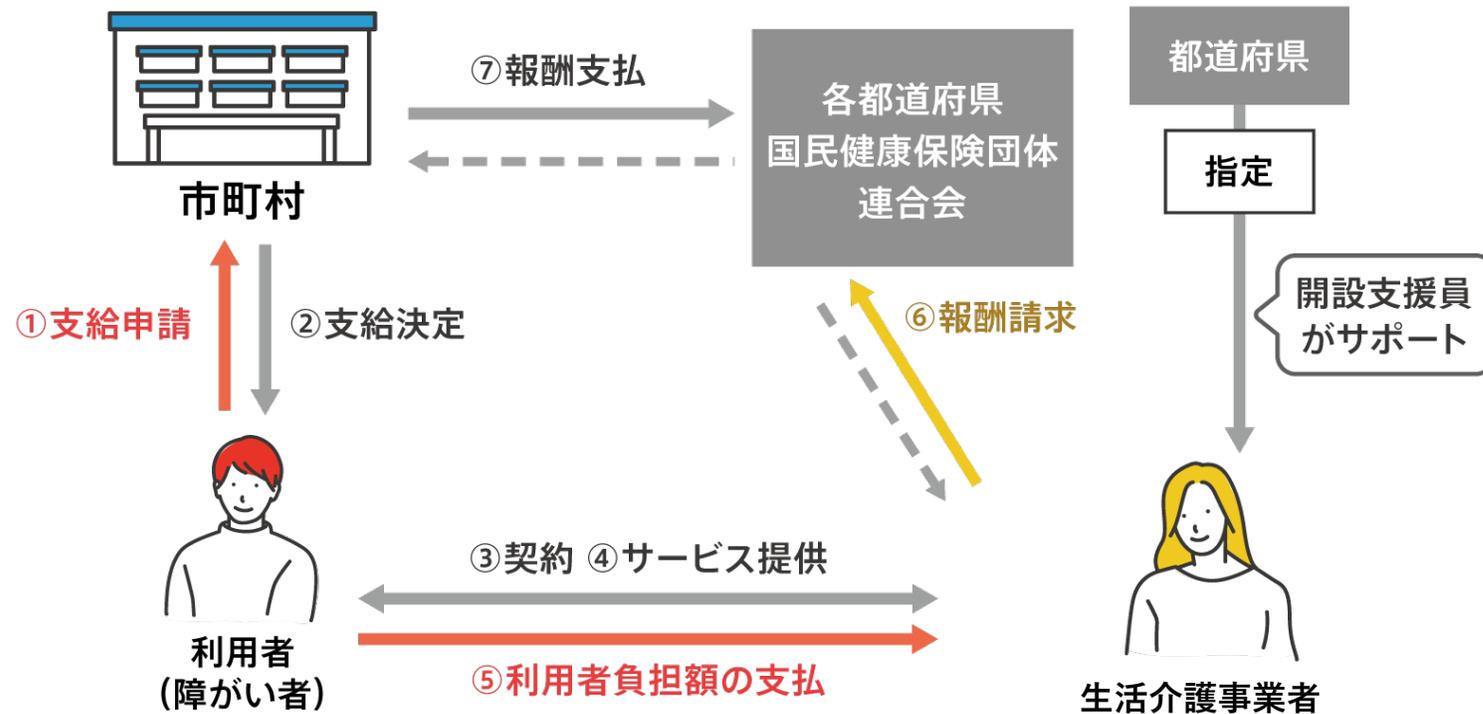
従業者の知識、技能、  
人員配置等に関する基準

### ・設備基準：

事業所に必要な設備等に  
関する基準

### ・運営基準：

事業所を運営するうえで  
求められる運営の基準



# 01 うごく exercise

## 運動療法

身体と心は必ずバランスする

ボクササイズ  
+  
ピラティス  
+  
ファンクショナル



# 02 たのしむ enjoy

## 仲間と インストラクターと

仲間とインストラクターと身体の中から楽しむ



# 03 ハッケンする discovery

## 一人一人の特性や 才能を見つけ出す

特性を理解し、活用し、才能にする



WORKOUT

# 3つの コンセプト

Three concepts

# WORKOUTで提供するサービス

## 01 キックボクササイズ

Kickboxercise

全身運動でストレス解消、心のエネルギー回復、自身が持てる

## 02 ピラティス

Pilates

自律神経をととのえリラックス、精神安定、体幹強化

## 03 ファンクショナルトレーニング

Functional training

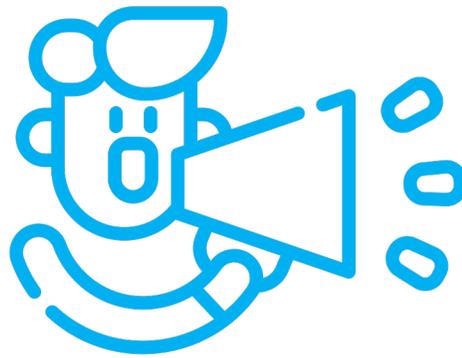
身体本来の機能回復、代謝アップ、運動が楽しくなる



## 運動がもたらす効果



抑うつ低減効果



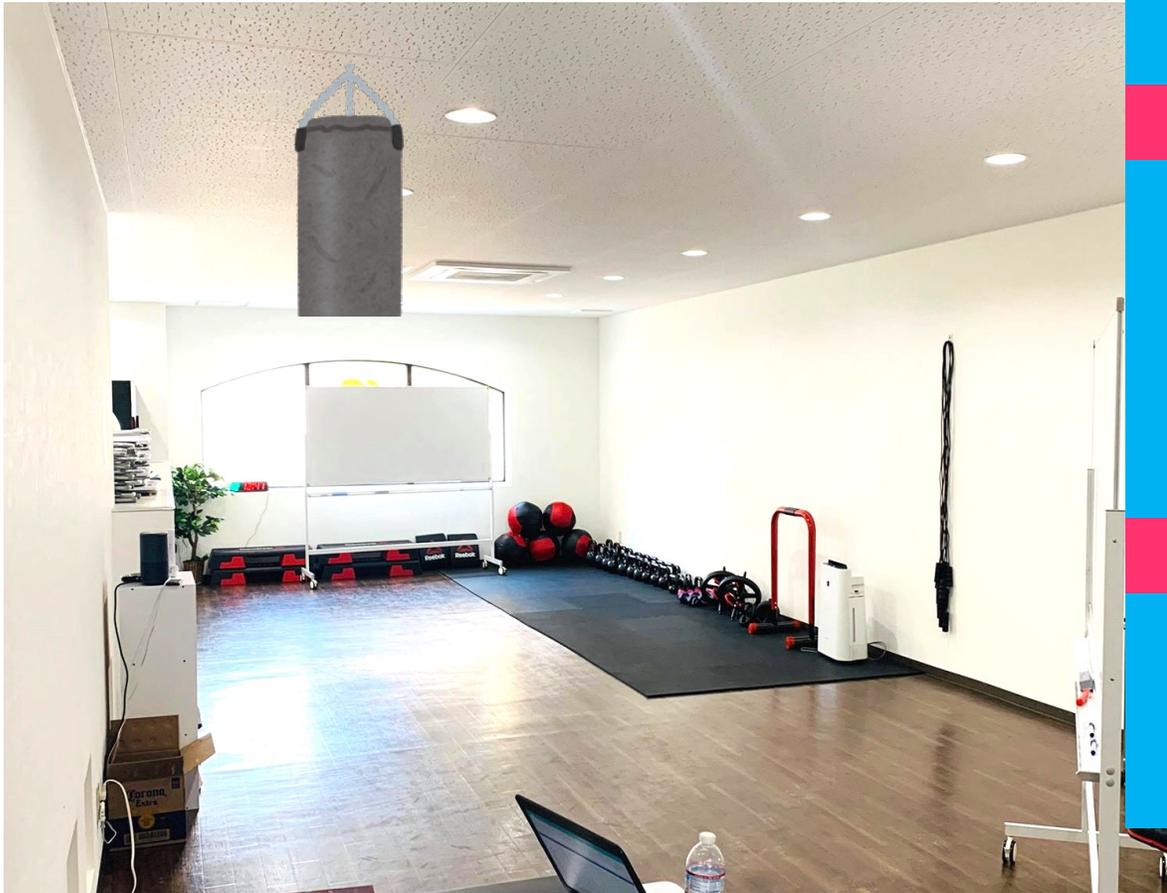
自発性



マインドフルネス

自発的な運動が脳の海馬（主に脳の記憶に関わる器官）の神経細胞増殖を促進することで認知機能の改善と共に、抑うつ低減効果を期待できることが報告されています。また運動の際には、自分の身体的・精神的な感覚に気づき、感じるままに批判せず受け止めることで、ストレスの軽減を図ることができます。これを「マインドフルネス的效果」と呼びます。

# WORKOUTの概要



## 対応内容

- ・送迎対応（車椅子・ストレッチャー可）
- ・入浴は原則シャワー対応

## 営業時間

- ・月曜日から金曜日の週5日営業
- ・\*祝日は休み
- ・営業時間は 9:00～16:30  
（原則7時間30分）

## 施設設備

- ・フィットネス仕様
- ・サンドバッグあり

※営業日・営業時間は事業所により異なる場合がございます。

運動プログラム

研修もありますが  
動画を流すだけでも  
プログラム提供できます

運動プログラムは  
300種類以上を用意

# 人員配置



## 管理者 (サビ管兼務可能)

事業所の責任者。勤務表作成・記録の管理・法令遵守状況確認・サビ管や世話人などへの指揮命令etc。



## サービス管理責任者 (有資格者)

利用者のアセスメント・個別支援計画書作成・モニタリング・世話人や生活支援員への技術指導・病院等の関連機関との調整

### 【対象資格】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、ヘルパー二級、ヘルパー1級、介護職員初任者研修、児童発達支援管理責任者



## 医師（嘱託医）

月に最低1回訪問し利用者の健康管理。



## 生活支援員（無資格者）

利用者の生活支援や介護。



## 看護職員

血圧等のバイタルチェック・医療的処置が必要な利用者の医療提供。機能訓練の実施。



## 理学療法士／作業療法士

個別支援計画に基づく機能訓練の実施。

アニスピホールディングスは求人に強い！

# 圧倒的な人材応募実績！

サービス  
管理責任者  
100名  
以上！

福祉業界でも応募に困らないその理由は、独自の人材獲得ノウハウにあります。



福祉専門のグループ人材会社が人材獲得を強力にサポート！



業界職能団体とつながりがあるのは、アニスピホールディングスだけ！



障がい福祉で実績のあるブランドがあるから、信頼感が違う！

## ノウハウを活用した求人サポート

## 物件条件

ビルのテナントやロードサイドの空物件など

### 【ワークアウト推奨物件】

- ①40坪以上(130㎡以上)推奨
- ②相談室、洗面所、お手洗い、シャワーブース(浴室)が必要
- ③1階か2階推奨
- ④事務所、キッチンがあれば尚良し



<https://akiya-labo.co.jp/>

障がい者グループホーム、介護・福祉医療事業用に  
使用する空き家物件の情報収集と提供。

空き家活用研究所からも紹介



# WORKOUTフランチャイズ加盟制度

初期投資

合計 **950** 万円 (税抜)

加盟金 700万円

物件取得 200万円

人材採用 50万円

## 加盟事前審査あり

フランチャイズチェーンのクオリティ担保の為、加盟契約の前に弊社にて適正審査及び代表者面談を実施させていただきます。

## 加盟金700万円

加盟金は700万円（税別）。物件探索から人材採用、研修、内装工事、トレーニング用品まで。

## ロイヤリティ8%

ロイヤリティは毎月の訓練給付費（処遇改善加算は除く）を売上とし、その8%となります。

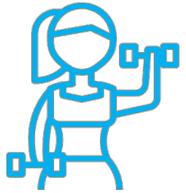
【リース対応】

- ・内装工事
- ・設備備品

## プランに含まれるコンテンツ

WORKOUT商標使用权／代表 藤田との経営相談(初回3時間)／オンライン・スーパーバイジング／障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊／運営オペレーションマニュアル提供／各種マニュアル提供(運営帳票類、各種契約書などの一式、日々の運営に関わる帳票、報酬加算請求関連様式、雇用契約に関する帳票類、入居契約に関する帳票類、指定申請作成サポート書類)／WORKOUT加盟店向け実地研修／加盟企業向け勉強会／定款の目的内容や変更内容作成支援／物件紹介・内装・消防設備業者のご紹介／行政訪問レクチャー(建築指導課、障害福祉課、消防署)／指定申請サポート／指定申請作成代行(建築基準法・消防法含む)／料金設定サポート／給付請求手続きサポート／初回申請処遇改善加算サポート／物件情報取得権(MAP閲覧&Chatwork配信)／求人オウンドメディア使用权／勤務体制一覧(シフト)の提供／購買サイト使用权／利用物品のリストアップ資料の提供／営業管理表提供／営業先リスト作成代行／内覧会マニュアルの提供／内覧会参加者アンケートの提供／体験利用者への対応マニュアルの提供／加盟企業向け定期的経営者勉強会参加権

## 研修内容



### トレーナー研修（オンライン3日間、オフライン3日間）

障がい者の方にトレーニングを提供するための基礎知識と、運動プログラムを習得していただくための研修。  
Zoomを使った座学と都内ジムでの直接研修で構成しております。



### ワーカウト大学（2日間）

生活介護事業と効率的な運営に必要な知識と実践の講座。  
ひとつひとつ詳細を解説し、確実に習得。経営・運営の実践に役立ちます。



### 現場OJT研修（1日間）

開設前に実際のワーカウトで現場OJTを行います。



## 収支モデル

損益計算書（P/L） / 月

（税抜）

売上

484.8 万円 / 月

介護給付費 431.3万円 / 月 自己負担合計 20.8万円 / 月

人件費

人件費率  
38.2%

185.0 万円 / 月

販管費

営業利益率  
35.9%

142.6 万円 / 月

利益

174.7 万円 / 月

\*定員20名、地域単価3級地、月曜日から金曜日の週5日営業で、月間22日営業で算出。食費は500円。処遇改善加算・食事提供体制加算・送迎加算取得。区分2が4名/区分3が6名/区分4が9名/区分5が8名/区分6が6名の総登録者数33名で算出。サービス管理責任者の給料は30万/看護師28万/理学療法士26.5万/生活支援員25万/調理師23万で算出。社会保険は全員加入。

重度障害者支援加算（Ⅰ）	50 単位
重度障害者支援加算（Ⅱ）	
体制を整えた場合	7 単位
支援を行った場合	180 単位
※加算の算定を開始した日から起算して180日以内	+500 単位
リハビリテーション加算（Ⅰ）	48 単位
リハビリテーション加算（Ⅱ）	20 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
延長支援加算	
1時間未満	61 単位
1時間以上	92 単位
送迎加算（Ⅰ）	21 単位
※一定の条件を満たす場合	+28 単位
※同一敷地内	70 %
送迎加算（Ⅱ）	10 単位
※一定の条件を満たす場合	+28 単位
※同一敷地内	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位

就労移行支援体制加算	
定員20人以下	42 単位
定員21人以上40人以下	18 単位
定員41人以上60人以下	10 単位
定員61人以上80人以下	7 単位
定員81人以上	6 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.6 %
※将来的に廃止	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.4 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.3 %

# WORKOUT フランチャイズ開業までの流れ（詳細）

		4月				5月				6月				7月			
		4/1週	4/2週	4/3週	4/4週	5/1週	5/2週	5/3週	5/4週	6/1週	6/2週	6/3週	6/4週	7/1週	7/2週	7/3週	7/4週
ご契約関係	弊社の事前審査及び代表面談																
	WORKOUTフランチャイズ加盟契約締結	ご契約															
物件検索	物件検索開始																
	物件内見																
	指定行政との事前協議（消防署・建築課・申請係）																
	物件契約																
建築・施工	内装リフォーム工事																
	消防設備工事																
人材採用	オウンドメディア求人・インディードLP																
	面接																
	人材採用																
研修	WORKOUT研修																
指定申請	指定申請書の作成・提出（第1回目）																
	修正期間																
	指定申請書の作成・提出（完了）																
	営業																
オープン																	



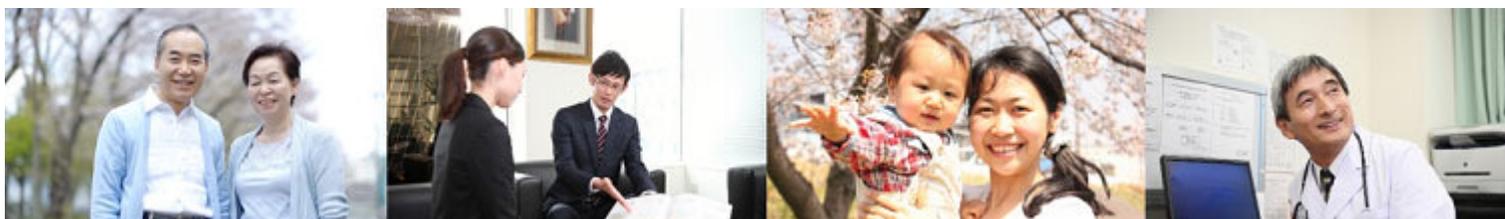


# 日本政策金融公庫



きらめきファミリー ときめきフレンズ

## 大阪厚生信用金庫



「人間・福祉・環境」にやさしい 東京厚生信用組合



# ISSUE DRIVEN COMPANY

## 人間福祉と動物福祉の追求

株式会社アニスピホールディングスは

「人間福祉と動物福祉の追求」を企業理念とし、  
社会問題を事業で解決する

「ISSUE DRIVEN COMPANY（イシュードリブンカンパニー）」として、  
「障がい者施設の不足」、「空き家問題」、「ペット殺処分問題」の解決に  
ホールディングス一丸となって取り組んでいます。

